

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和4年			令和3年 2月末累計	対前年比(件)
	2月件数	先月末累計	2月末累計		
全認知件数	22	22	44	70	-26
凶悪犯	0	1	1	0	1
粗暴犯	1	1	2	2	0
窃盗犯	13	13	26	51	-25
侵入盗犯	0	1	1	13	-12
空き巣	0	0	0	2	-2
その他	0	1	1	11	-10
乗り物盗	4	5	9	6	3
自転車	3	5	8	3	5
オートバイ	1	0	1	2	-1
自動車	0	0	0	1	-1
非侵入窃盗	9	7	16	32	-16
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	2	0	2	5	-3
車上ねらい	0	2	2	6	-4
自動販売機ねらい	0	0	0	2	-2
その他	7	5	12	19	-7
知能犯	4	1	5	3	2
詐欺	4	1	5	2	3
その他	0	0	0	1	-1
風俗犯	0	1	1	2	-1
その他の刑法犯	4	5	9	12	-3
占有離脱物横領	0	0	0	1	-1

※ 参考事項

- 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数 令和4年2月末現在(暫定値) 4,594件(前年比 -448件、-8.9%)

2 刑法犯検挙状況(2月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	165	10	26.6%
窃盗犯	158	4	16.4%

3 人身交通事故発生状況(2月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	27	－4件	13件	8件
死者	0	±0	0	0
負傷者	35	－4人	7人	7人

4 特殊詐欺の認知状況

令和4年2月末の県内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
	212	3億1,695万円
オレオレ詐欺	93	1億9,592万円
預貯金詐欺	29	2,064万円
架空料金請求詐欺	8	301万円
融資保証金詐欺	1	120万円
還付金詐欺	44	5,902万円
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	37	3,716万円

令和4年2月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	5	618万円
オレオレ詐欺	2	230万円
預貯金詐欺	3	388万円
架空料金請求詐欺	0	0
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

- (1) 高齢者が関係する交通事故が多発しています。
2月末現在高齢者が関係する交通事故は全体の48.1%と非常に高くなっています。
高齢者の横断中の事故が多いので、反射材の着用と横断歩道の横断をお願いします。
また、運転免許自主返納制度もありますので、少しでも運転に不安を覚えたら運転免許の自主返納を検討して下さい。
二輪車事故も全体の29.6%と高い割合です。
被害軽減対策のためプロテクターの着用を検討して下さい。
☆ 横断歩道は歩行者優先 ルールを守った正しい横断、反射材の着用が交通事故防止の第1歩です。
☆ まもなく新入学のシーズンです。7歳の児童が交通事故に遭う件数がとても高くなっています。
子供を見かけたら「まず減速」を心がけてください。
- (2) 新型コロナウイルスの影響による社会・経済情勢の変化により、特殊詐欺や悪質商法等の犯罪の増加が懸念されます。
県警察では4月に管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が巡回連絡活動を通じて特殊詐欺被害防止や事故に遭わないための情報発信活動を推進する予定です。
警察官はマスクの着用、丁寧な手洗い、アルコール消毒液による手指消毒など感染予防対策を徹底します。
巡回連絡活動への皆様のご理解とご協力をお願い致します。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、2月末)

[illegible]

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねらい	特殊詐欺	その他	合計
元 大 橋	元 大 橋 1 丁 目										0
	元 大 橋 2 丁 目									1	1
	中 野 町										0
	若 竹 町									1	1
	柏 陽										0
	鍛 冶 ケ 谷 1 丁 目									1	1
	鍛 冶 ケ 谷 2 丁 目					1					1
	鍛 冶 ケ 谷 町										0
元大橋・庄戸	上 郷 町						2			2	4
上 郷・庄 戸	野 七 里 1 丁 目									3	3
庄 戸	野 七 里 2 丁 目										0
	庄 戸 1 丁 目										0
	庄 戸 2 丁 目										0
	庄 戸 3 丁 目										0
	庄 戸 4 丁 目									1	1
	庄 戸 5 丁 目										0
	東 上 郷 町										0
	長 倉 町									1	1
豊 田	本 郷 台 1 丁 目										0
	本 郷 台 2 丁 目										0
	本 郷 台 3 丁 目										0
	本 郷 台 4 丁 目										0
	本 郷 台 5 丁 目										0
	飯 島 町								1	3	4
	長 沼 町						1				1
合 計		2	0	0	0	1	8	2	5	26	44

栄区内の火災・救急状況について

区連会3月定例会議資料
令和4年3月22日
栄 消 防 署

火災情報

令和4年2月28日現在

栄 区 内					
火 災 発 生 状 況					
年 別		令和4年		令和3年	増△減
		2月	累計		
件 数		4	6	5	1
火 災 種 別	建 物	4	5	5	0
	林 野	0	0	0	0
	車 両	0	1	0	1
	船 舶	0	0	0	0
	航 空 機	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
損 害	焼損床面積	0	14	211	△ 197
	死 者	0	0	0	0
	焼 死 等	0	0	0	0
	放火自殺	0	0	0	0
	負 傷 者	0	0	3	△ 3

横 浜 市 内					
火 災 発 生 状 況					
年 別		令和4年	令和3年	増△減	
件 数		124	146	△ 22	
火 災 種 別	建 物	85	103	△ 18	
	林 野	0	0	0	
	車 両	13	8	5	
	船 舶	0	1	△ 1	
	航 空 機	0	0	0	
	そ の 他	26	34	△ 8	
損 害	焼損床面積	919	3,651	△ 2,732	
	死 者	4	6	△ 2	
	焼 死 等	3	6	△ 3	
	放火自殺	1	0	1	
	負 傷 者	18	10	8	

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和4年	令和3年	増△減
1	電気機器	2	0	2
2	排気管	1	0	1
3	溶接機・切断機	1	0	1
4	配線器具	1	0	1
5				

主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和4年	令和3年	増△減
1	たばこ	20	27	△ 7
2	放火(疑い含む)	14	26	△ 12
3	ストーブ	13	12	1
4	電気機器	12	8	4
5	こんろ	10	15	△ 5

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況			
豊田地区	0	本郷第三地区	0
笠間地区	1	上郷西地区	0
小菅ヶ谷地区	0	上郷東地区	0
本郷中央地区	5	連合未加入	0
合 計		6	

【2月中の火災】
・4日 建物火災 公田町 エアコンの電源コード及び壁面若干焼損
・14日 建物火災 笠間四丁目 溶接の火花により吸着マット及び床面若干焼損
・19日 建物火災 桂台北 コンセント1基、テーブルタップ1基、壁面若干及び雑物を焼損
※後聞火災 1月19日 公田町 衣類乾燥除湿機1基焼損

救急情報

令和4年2月28日現在

栄 区 内				
救 急 状 況				
年 別	令和4年		令和3年	増△減
	2月	累計		
件 数	608	1,265	1,002	263
急 病	463	922	715	207
交 通 事 故	16	42	33	9
一 般 負 傷	104	257	207	50
そ の 他	25	44	47	△ 3

横 浜 市 内				
救 急 状 況				
年 別	令和4年		令和3年	増△減
	2月	累計		
件 数	38,794	30,521	8,273	
急 病	27,494	20,879	6,615	
交 通 事 故	1,317	1,329	△ 12	
一 般 負 傷	7,136	5,703	1,433	
そ の 他	2,847	2,610	237	

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

令和3年1月から12月までの **住宅火災の出火原因の上位は**

『**こんろ**』 『**たばこ**』 『**放火（疑いを含む）**』 となっています



特に『**こんろ**』からの出火が増えています！



なぜ？火災になってしまうの

揚げ物中に目を離したり、こんろの近くに可燃物を置いていたため、出火しています

どんなことに気をつけたら良いの

揚げ物中は絶対にその場を離れないことはもちろん！

コンロ周りに燃えやすい物を置かないでください

そして、安全装置付きこんろ(SIセンサーコンロ)を使うことも大切です



キッズ消防隊
くま隊員

安全装置付きこんろ（SIセンサーコンロ）ってどういうもの？

SIセンサーマーク



次の機能が標準装備されています。

「立ち消え安全装置」：煮こぼれなどで火が消えると、ガスを遮断する

「調理油過熱防止装置」：油の温度が250℃になると自動的に消火して油の発火を防ぐ

「消し忘れ消火機能」：こんろと魚焼きグリルの火を一定時間で消火する

万が一消し忘れるようなことがあっても、火災の発生を防ぐことができます。

※ 平成20年10月以降に販売されているすべてのコンロが温度センサーなどを搭載したコンロとなっています。

お問合せ先 栄消防署総務・予防課 予防係

☎/FAX 892-0119

表

区連会 3 月定例会議資料
令和 4 年 3 月 22 日
栄 消 防 署

初期消火器具設置費用の一部を補助します

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っています。

1 申請要件

下記 3 つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請について

- (1) 受付期間：令和 4 年 4 月 1 日（金）～令和 4 年 9 月 30 日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、下記問い合わせ先までご提出をお願いします。

3 補助率について

- (1) 初期消火器具の 新規設置及び器材全ての更新設置 の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 20 万円を上限とします（市内で計 15 基補助の予定です。）。
 - (2) 初期消火器具の 一部更新設置 の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の 2/3 に相当する額とし、1 件あたり 7 万円を上限とします（市内で計 207 基補助の予定です。）。
- ※ 一部更新設置は、消防用ホースの更新など器材の一部を更新することや自治会町内会が所有している初期消火箱に新たに器材（スタンドパイプ・台車）を加えることをいいます。
- ※ 所有している消火栓蓋開閉キーが旧型の場合、新型消火栓の蓋を開けられない可能性があります。既存の初期消火器具直近の消火栓が新型消火栓に変更されている場合は、新型消火栓蓋開閉キーへの更新も補助対象 としております。

4 その他

場合によっては、補助対象とならないことがあります。

5 お問い合わせ先

担当：栄消防署 総務・予防課 予防係 TEL/FAX：892-0119

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の 2 種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

※令和 4 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

設置協力店舗への初期消火器具の設置について

自治会町内会が所有する初期消火器具を設置協力店舗（下記 2 参照）に設置することができます。設置する初期消火器具については、新規購入・既存移設のいずれも可能で、新規購入の場合は、表面の補助申請と同時に行うことができます。

1 設置依頼について

- (1) 受付期間：令和 4 年 4 月 1 日（金）～令和 4 年 7 月 29 日（金）

※ 期間が表面の補助金申請期間と異なりますので、ご注意ください。

- (2) 依頼方法：依頼書に必要事項を記入の上、下記担当までご提出をお願いします。

2 設置協力店舗（50 音順） ※24 店舗に設置されています。（令和 4 年 2 月 28 日現在）

コンビニエンスストア	サイゼリヤ	ドラッグストア	トヨタカローラ神奈川
コミュニティ・ストア	ジョリーパスタ	ウェルシア薬局	トヨタカローラ横浜
セブン・イレブン	すき家	薬クリエイト	日産プリンス神奈川
デイリーヤマザキ	瀬戸うどん	薬セイジョー	ネットヨタ神奈川
ファミリーマート	デニーズ	サンドラッグ	ネットヨタ横浜
ポプラ	伝丸	ハックドラッグ	ホンダカーズ横浜
ミニストップ	なか卯	フィットケア・デポ	横浜トヨペット
ローソン	華屋与兵衛	自動車販売店	本
ローソン+スリーエフ	はま寿司	神奈川スバル	ブックオフ
外食チェーン	ビッグボーイ	神奈川ダイハツ販売	紳士服
壺鶴堂	マクドナルド	神奈川トヨタ	A O K I
エルトリート	モリバコーヒー	関東マツダ	運輸
牛庵	吉野家	関東三菱自動車販売	ヤマト運輸
ココス		スズキ自販神奈川	

3 ご注意いただきたいこと（設置条件等）

- (1) 依頼書は、受付期間終了後、消防局が一括して店舗の本社に提出しますので、自治会町内会から各店舗に対して、直接の設置依頼やお問合せはご遠慮願います。
- (2) 本社より設置可否の回答があります。場合によっては、ご希望に添えないことがありますので、ご承知おきください。
- (3) 店舗に設置するには、自治会町内会と企業間で協定を締結する必要があります（事務は消防署で支援いたします。）。
- (4) 初期消火器具の設置、撤去等に係る費用は、自治会町内会の負担となります。
- (5) 初期消火器具の設置に起因して生じた損害等は、自治会町内会の責任となります。

令和4年3月22日

栄区自治会・町内会長 様

戸塚税務署長

「戸塚税務署からのお知らせ」掲示のお願い

税務行政につきましては、平素から特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

戸塚税務署では、確定申告についての情報を区民の皆様に広く知っていただくため、別添の「戸塚税務署からのお知らせ」を作成いたしました。

つきましては、お手数ではございますが、自治会・町内会にて掲示いただきますようお願いいたします。

担当者：戸塚税務署

総務課 前島 洋子

045-863-0011（内線 204）



戸塚税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒244-8550 戸塚区吉田町 2001 番地 Tel 045 (863) 0011 (代表)
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場の開設期間の延長について

※ 感染等により、期限までに申告が困難な方は延長することができます。

開設期間	会場(所在地)	時間
※ 主に新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難であった方向けに、3月16日(水)以降も申告等の相談を行っています。		
3月16日(水) ～ 4月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。	戸塚税務署 戸塚区吉田町 2001 番地	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時15分から

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、事前に LINE により発行して入手できるほか当日、会場で配付します。是非、LINE による事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 税務署の駐車場は、**4月15日まで使用できません**ので、お車での来署はご遠慮ください。

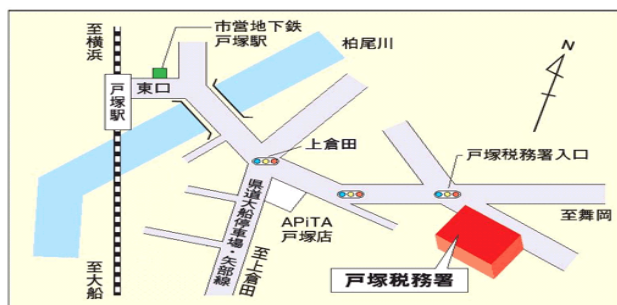
オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

【案内図】



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～ 申告書作成会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いします。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“**毎回**”マイナンバーの記載と、**本人確認書類**（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。



令和4年3月10日

各自治会町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
事務局長 室井 慶之

「栄区フードパントリー」について（ご報告）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会事業の推進につきまして多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年12月18日（土）及び令和4年2月19日（土）に行いました「栄区フードパントリー」におきましては、周知・開催のご協力をいただき誠にありがとうございました。下記の通り、おかげさまで無事終了いたしましたのでご報告いたします。別添、報告書も併せてご覧ください。

次年度の開催日程等は未定ですが、引き続き生活困窮者世帯への支援方法を検討してまいります。

今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1, 第1回栄区フードパントリー

日時：令和3年12月18日（土）10：00～12：00

来場世帯数：81 世帯

寄付物品：2,743 点（約 400kg）

2, 第2回栄区フードパントリー

日時：令和4年2月19日（土）10：30～12：00

来場世帯数：118 世帯

寄付物品：1,416 点（約 290kg）

以上

事務局：社会福祉法人
横浜市栄区社会福祉協議会
電話：894－8521
FAX：892－8974
担当：荻野・若尾

食べ物を通じてあたたかな繋がりを…

栄区フードパントリー 報告書

栄区社会福祉協議会では困りごとを抱えた世帯への支援の一つとして食支援を実施しています。

長引く新型コロナウイルスの影響により、多様で複雑な課題を抱えた世帯の存在が浮き彫りになってきました。そこで、様々な関係機関と連携し相談支援や孤立防止のため、「食」を通じた見守り・支えあいの仕組みづくりに向け、新たな取り組みとして「フードパントリー」を開催しました。

共催：栄区内7地区社会福祉協議会

場所：栄区福祉保健活動拠点（栄区社会福祉協議会）

当日の様子

第1回

日時：令和3年12月18日（土）10時～12時



当日は新型コロナウイルスの影響を受けて生活にお困りの方、子育て中の方、学生さんなど **81 世帯**の方が来場されました。寄付でいただいた食品、お野菜などをお渡し、エールを贈ることができました。

当日来られなかった **9 世帯**には、地域の方や民生委員児童委員が本人に届けてくれました。

「食」を通じた見守り・支え合いとして新しいつながり合いができました。



朝早くから準備開始！

当日は、地区社協の皆さまを中心に 14 名がスタッフとして参加してくださいました！
「この大根は煮るとおいしいよ」「子ども用品は足りている？」など物品を通して会話も弾み、あたたかい雰囲気になりました。

来場者からの声

いろんな方の温かいお気持ちが品物になったと思うと胸が熱くなります

子育て世代なので毎日大変ですが生き返りました。心から感謝しています

地域の方々に支えられているなあと思いました。どうもありがとうございました。

第2回

日時:令和4年 2 月 19 日(土)10 時半～12 時

2月には第2回目を実施しました。今回も高齢者施設、民生委員の皆さま、障害者支援施設、栄区の農家の皆さま等からたくさんのご寄付をいただきました。

当日はとても寒い中でしたが、地区社協の方々をはじめ地域ケアプラザの職員などのご協力もあり、**118 世帯**に物品をお渡しできました。(別途、民生委員さんが **13 世帯**へ直接お届け)

参加者からの
メッセージ



参加者の方々は、会場に入る際とても緊張した表情をされている方も多い印象でした。しかし、会場では地区社協の皆さんと会話を交わし、食料を受け取るうちにとても柔らかい表情になり、帰り際には子育ての悩みや生活のお困りごとを話してくださる方も。今年度2回の開催を通じて、この取り組みのテーマでもある「食品を通じてあたたかな繋がりを…」感じることができました。

これからもみなさまのご協力をいただきながら、様々な団体、関係者と協働で“お互いさまで支えあうまちに”(第4期さかえ・つながるプラン)を目指していきます。

ご寄付いただいた皆様

寄付物品

第1回:総数 2,743 点 総重量 約 400kg

第2回:総数 1,416 点 総重量 約 290kg

栄区社協高齢者支援分科会(栄区内高齢者施設)

クロスハート栄・横浜 クロスハート野七里・栄 リハビリポート横浜
ライフコートさかえ ケアポート・田谷 田谷の里 上郷苑
陽のあたる丘 MISONO 湘南グリーン介護老人保健施設上郷

本郷中央地区民生委員児童委員協議会

上郷西地区民生委員児童委員協議会

豊田地域ケアプラザ

横浜市栄区生活支援センター

さかえ福祉活動ホーム

横浜本郷ロータリークラブ

株式会社ファンケル

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

NTT テクノクロス株式会社

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

株式会社 RS

津軽農民組合ほほえみりんご産直部

JA 横浜野菜部本郷支部・JA 横浜ハマッ子本郷店出荷者さま

栄区役所・資源循環局栄事務所・栄区社協へ個別にご寄付いただいた皆さま



市連会 3 月定例会説明資料
令和 4 年 3 月 11 日
市民局地域活動推進課

「令和 4 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 3 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 4 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 4 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 3 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 4 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 4 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・荒木

電話：045-671-3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和4年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和4年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。

補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対 象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある（他人や社会に貢献する）活動

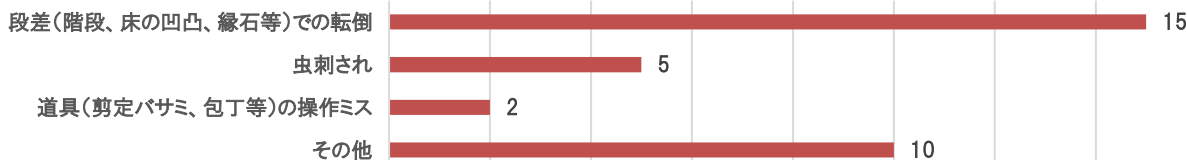
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

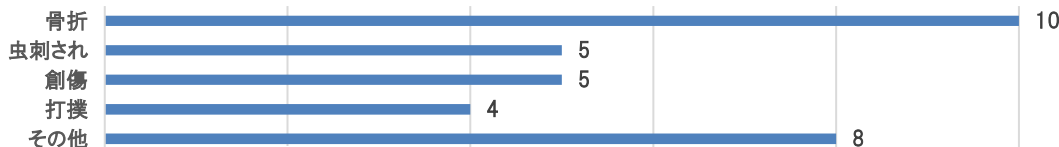
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和3年4月～令和3年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動(賠償責任事故のみ対象となります)

⑨防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

⑩本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に** 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・**地震、噴火、または津波による事故** ・**活動者の故意による事故** ・**活動者の心神喪失による事故** 等

■賠償責任事故

- ・ **車両の所有、使用、または管理に起因する事故**
- ・ **故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故**
- ・ **自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損**
- ・ **活動者の親族に対する事故** 等

■傷害事故

- ・ **熱中症**
- ・ **対象者の脳疾患や疾病によるもの**
- ・ **細菌性食中毒**
- ・ **むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの**
- ・ **自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故**
- ・ **重大な過失による事故**
- ・ **長時間立って作業をしたことでひざを痛めた** 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合) すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から180日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について 保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#)

[市民活動保険](#)

[検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市民市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

栄区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

送付書類

- (1) 令和4年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和4年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和3年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

【連絡事項】

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、団体の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書*）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類として使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

※団体の規約・口座振替依頼書は地域振興課宛ご提出されていれば添付する必要はありません。

※本補助金の申請世帯数は、令和4年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数か団体加入世帯数のどちらか多い数を上限とします。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない団体の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

【提出先】 区役所総務課防災担当宛に、窓口、郵送、メールのいずれかにてご提出ください。

◎窓口の場合：区役所本館 41 番窓口までご持参ください。

◎郵送の場合：〒247-0005 横浜市栄区桂町 303-19 栄区役所総務課防災担当 宛に願います。

◎メールの場合：sa-bosai@city.yokohama.jp（総務課防災担当アドレス）宛に、申請書・報告書のデータまたはスキャンを送付ください。

【期限】 申請及び報告に係る各書類の提出期限は令和4年8月31日（水）です。

問合せ：栄区総務課防災担当

TEL 045-894-8430 FAX 045-895-2260

（報告先）

栄 区 長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	(	)
担当者			TEL ()
メールアドレス			

令和 3 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

3 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 （ 3 年4月～ 4 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ☐ ※チェックをお願いします。						
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額	
防災訓練	☐ 自治会・町内会防災訓練 ☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練					
	☐ 地域防災拠点訓練					
	☐ その他 ()					
防災の啓発活動	☐ 講演会 ☐ 研修・講習会 ☐ 見学会					
	☐ その他 ()					
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☐ 防災マップ ☐ 防災啓発チラシ					
	☐ その他 ()					
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量	
その他						

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額		円
3 年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。
※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

（申請先）
栄 区 長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()	
担 当 者		TEL	()
メールアドレス			

令和 4 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

4 年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ☐ ※チェックをお願いします。						
A 申請世帯数					世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。						
B 申請金額		A × 1 6 0 円 =			円	
支出内訳【実施計画 (4 年4月～ 5 年3月実施事業) 】						
事業項目	活動内容 (複数選択可)					支出金額
防災訓練	☐ 自治会・町内会防災訓練 ☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練					
	☐ 地域防災拠点訓練					
	☐ その他 ()					
防災の啓発活動	☐ 講演会 ☐ 研修・講習会 ☐ 見学会					
	☐ その他 ()					
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☐ 防災マップ ☐ 防災啓発チラシ					
	☐ その他 ()					
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量	
その他						
支出額合計					円	

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数		区確認世帯数		交付世帯数	
受付番号				交付予定金額	

令和4（2022）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	… 1 ページ
○ 事業概要	… 2 ページ
《申請・請求編》	
1. 事務の流れ	… 3 ページ
2. 申請書記入のポイント	… 4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	… 7 ページ
<参考>訂正の方法について	… 8 ページ
4. 請求書記入のポイント	… 9 ページ
5. 請求について	… 12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	… 13 ページ
《報告編》	
1. 事務の流れ	… 15 ページ
2. 実績報告について	… 16 ページ
3. 報告書記入のポイント	… 17 ページ
4. 領収書について	… 20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	… 22 ページ
○ 提出先	… 23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 申請書 1 部
- ・ 事業計画書 1 部 ※
- ・ 収支予算書 1 部 ※
- ・ 団体の規約 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- ・ 請求書 1 部
- ・ 口座振替依頼書 1 部 ※
- ・ 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 報告書 1 部
- ・ 活動実績報告書 1 部 ※
- ・ 収支決算書 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- ・ 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求手続きは、(1) (2)の書類が揃うことにより、処理を開始しますので、申請書・請求書をご提出いただいても、地域振興課へ事業計画書及び収支予算書等が提出されていない場合には、それらの書類が揃うのを待つことになるため、交付が遅れることがございます。

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和4(2022)年度補助金交付申請書 令和3年度実績報告書	令和4(2022)年度請求書
8月31日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和4(2022)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に参加していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数※×160円

※ 令和4(2022)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	…の場合、	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<u>310</u>		310	49,600
B自治会(<u>400</u>)	410	390		400	64,000

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和4(2022)年4月1日から8月31日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入(リース含む)
- ・ 防災パトロール(※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

 交付の対象となるのは、令和4(2022)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金(当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

 その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

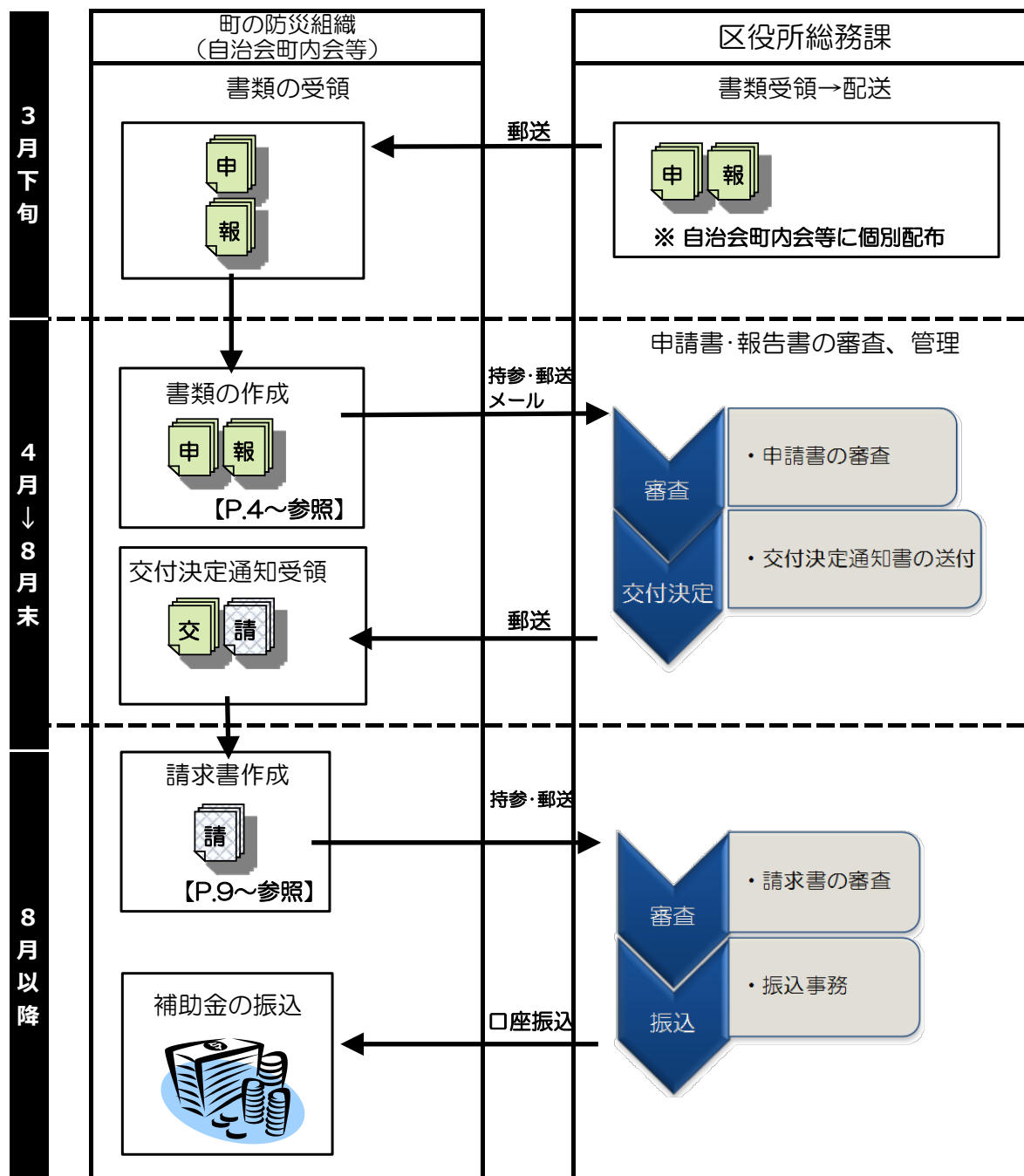
《申請・請求編》（P. 3～P. 14）

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「交」・・・交付決定通知書
- ・「報」・・・報告書
- ・「請」・・・請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）
（申請先）
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

①団体名は正確に記入しましょう。

団体名 港町自治会
所在地 〒 231 - 0017
中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
横浜 花子
TEL (671) 2011
危機 太郎 TEL ()
メールアドレス XXXXXX-XXXXX@XXXX.CO.JP

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ■ ※チェックをお願いします

A 申請世帯数 1,000 世帯（4月1日現在）
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	■ 自治会・町内会防災訓練 ■ 他の自治会・町内会との合同防災訓練	50,000 (円)
	■ 地域防災拠点訓練	
	□ その他 ()	
防災の啓発活動	□ 講演会 ■ 研修・講習会 □ 見学会	25,000 (円)
	■ その他 ()	
防災印刷物作成	□ 防災マニュアル ■ 防災マップ ■ 防災啓発チラシ	65,000 (円)
	□ その他 ()	
食料・資機材等の購入	品目 数量 品目 数量	
	水缶缶詰 30箱 ヘルメット 30箱	
その他		

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠ 添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

支出額合計 190,000 円

↓ ↓ ↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓ ↓ ↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
		交付予定金額

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な標記は認められません。
⚠ 対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただきます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠ 添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠ 年度内に使用できなかった補助金は返還していただき

※ 申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

収支予算書及び事業計画書との整合

<収支予算書>

区 名 整理番号		〇△年度 収支予算書		〇△年度 収支予算書	
中区		×〇△年度		〇△年度 収支予算書	
〇△年度 自 〇〇年4月1日 ～ 至 〇〇年3月31日		〇△年度 収支予算書		〇△年度 収支予算書	
〇収入の部		〇支出の部		〇支出の部	
項 目	予算額	項 目	予算額	項 目	予算額
1 会費	1,266,000	1 会 費	80,000	1 会 費	80,000
地域活動推進費	298,200	2 事 務 費	65,000	2 事 務 費	65,000
防犯灯維持管理費補助金	26,400	3 人 件 費	60,000	3 人 件 費	60,000
町の防災組織活動費補助金	160,000	4 金 庫 賃 借 料	0	4 金 庫 賃 借 料	0
補助金		5 金 庫 賃 借 料	0	5 金 庫 賃 借 料	0
3 広報配布謝金	97,554	6 文 化 事 業 費	150,000	6 文 化 事 業 費	150,000
4 事業収入	38,300	7 そ の 他	0	7 そ の 他	0
5 寄付金、税金等	2,600	事業費 小計 ②	959,840	事業費 小計 ②	959,840
6 会館使用料	20,000	補助対象予定経費①+②+③	1,544,840	補助対象予定経費①+②+③	1,544,840
7 前年度からの繰入金	123,510	1 防犯灯維持管理費	49,000	1 防犯灯維持管理費	49,000
収入合計	2,141,364	2 町の防災組織活動費	190,000	2 町の防災組織活動費	190,000
		3	0	3	0
		4	0	4	0
		補助事業費 小計 ④	239,000	補助事業費 小計 ④	239,000
		1 会館建設・修繕積立金	150,000	1 会館建設・修繕積立金	150,000
		2 交際費	30,000	2 交際費	30,000
		3 慶弔費	25,000	3 慶弔費	25,000
		4 経費会費	15,000	4 経費会費	15,000
		5 寄付金・募金	30,000	5 寄付金・募金	30,000
		6 予備費	107,524	6 予備費	107,524
		7 その他	0	7 その他	0
		その他 小計 ⑤	357,524	その他 小計 ⑤	357,524
		支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364	支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未満の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

補助事業費	1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代	19,000 円	防犯灯の修理・点検・清掃	30,000 円
	2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費	145,000 円	防災資機材購入	40,000 円
	3	0				
	4					
補助事業費 小計						

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 防災訓練 (14日 第二公園) 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき大会 (初旬) 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていない可能性があります。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◇ 申請書抜粋 ◇

☒ 自治会・町内会防災訓練	☐ 他自治会・町内会との合同防災訓練
☒ 地域防災拠点訓練	
☐ その他 ()	
☐ 講演会	☒ 研修・講習会
☐ 見学会	
☒ その他 (防災パトロール)	
☐ 防災マニュアル	☒ 防災マップ
☐ 防災啓発チラシ	
☐ その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集（申請書編）

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 横浜市が所管する他の補助金事業と併用して申請ができるか。

A 二重交付にならないければ、町の防災組織活動補助金は他の補助金事業と併用しても構いません。ただし、(併用を考えている)もう1つの補助金事業が併用可能かどうか、担当部署に確認してください。また、併用する場合は各々の補助金内訳が分かるよう申請書に記載してください。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。
代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいて構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は8月31日です。**

ご協力よろしくお願いいたします。

＜参考＞ 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおりに訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会		
所在地	〒 231 - 0017	中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号	
代表者名	横浜 花子		
	TEL (671) 2011		
担当者	危機 太郎	TEL ()	
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp		

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら・・・

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~1-5号~~ 4号 棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書＜自治会・町内会用＞・表面

第5号様式①（町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項）
＜自治会町内会用＞

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① ○△年△月××日

（請求先） 区長

（請求者）

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地： 中区港町1-1ヘイブ港町4号棟205号

代表者名 ③ 横浜 花子

④

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額 ⑤ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

【注意事項】

- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。（スタンプ印は無効）
- 2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
- 3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
- 4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求者情報の記載に相違がないようご注意ください。

①提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②団体名は正確に記入ください。
③代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※ 印の押捺が省略できる場合でも本人確認は行います。

例①：窓口申請では、交付決定通知書を確認します。
例②：Eメール提出では、申請書記載のメールアドレスと同一のアドレスかど

④印鑑は、正確に捺印ください。

正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」

誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限りません。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

⑤交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書＜自治会・町内会用＞・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

第5号様式①（町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項）

＜自治会町内会用＞

No. _____

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。
次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

（フリガナ）	ミナトチヨウジカイ カイケイタントウ カナガワ ハラコ		
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子		
金融機関名	※ 通帳に記載のとおりご記入ください。 銀行 港町 支店 横浜みなと 信用金庫 出張所 信用組合 支所 農業協同組合		
預金種目	1 普通 2 当座		
口座番号	1234567		

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子

【注意事項】

- 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。（スタンプ印は無効）
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消し、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

①正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。
通帳の1枚開いたページに記載の
口座名義、カタカナを正確にご記
入ください。

記載のとおり振込処理を行います。
ご協力をお願いします。

②代表者と口座名義人が異なる
場合や請求者欄の団体名と
口座名義の団体名が違う場合
は、こちらに代表者印の押捺
が必要になります。

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを
押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合
には記入不要です。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？（詳細はP.8参照）

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

町の防災組織活動費補助金請求書＜自治会・町内会以外の団体用＞

第5号様式②（町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項）

＜自治会町内会以外の団体用＞

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

（請求先） 区長

〇〇年△△月××日

①提出の日付を記入ください。

① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。

正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」、「〇〇会長印」

誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」

③交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

④正確に各項目を記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。
通帳を1枚開いたページに記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおりに振込処理を行います。ご協力をお願いします。

⑤代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。

【注意】
印鑑は同じものを押捺してください。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。
正式な名称をご記入ください。

（請求者）
港町住宅管理組合
〒230-0017
所在地： 中区港町1-1港町住宅302号
代表者名： 横浜 太郎

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000	円
※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。		
（フリガナ）	ミナトチョウジュウラクカンリクミアイ カイセイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 信用金庫 信用組合 出張所 農業協同組合 支所	
預金種目	普通 2 当座	
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名： 横浜 太郎

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。（スタンプ印は無効）
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消し、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ （詳細はP.8参照）

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められないのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入し、代表者印を捺してください。
- 請求書の印鑑は代表者印を使用してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおり記入してください。



口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q & A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳を1枚めくったページに記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに囲ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合
支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 信用金庫 港町 支店 信用組合 出張所 農業協同組合 支所
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。
例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどうすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- 「ジチカイ」と「ジジカイ」
- 「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- 役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- 「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- 実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- 「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- 「支店」と「出張所」の囲い間違い
- 代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- 上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- 上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

≪報告編≫ (P. 15～P. 22)

1. 報告事務の流れ

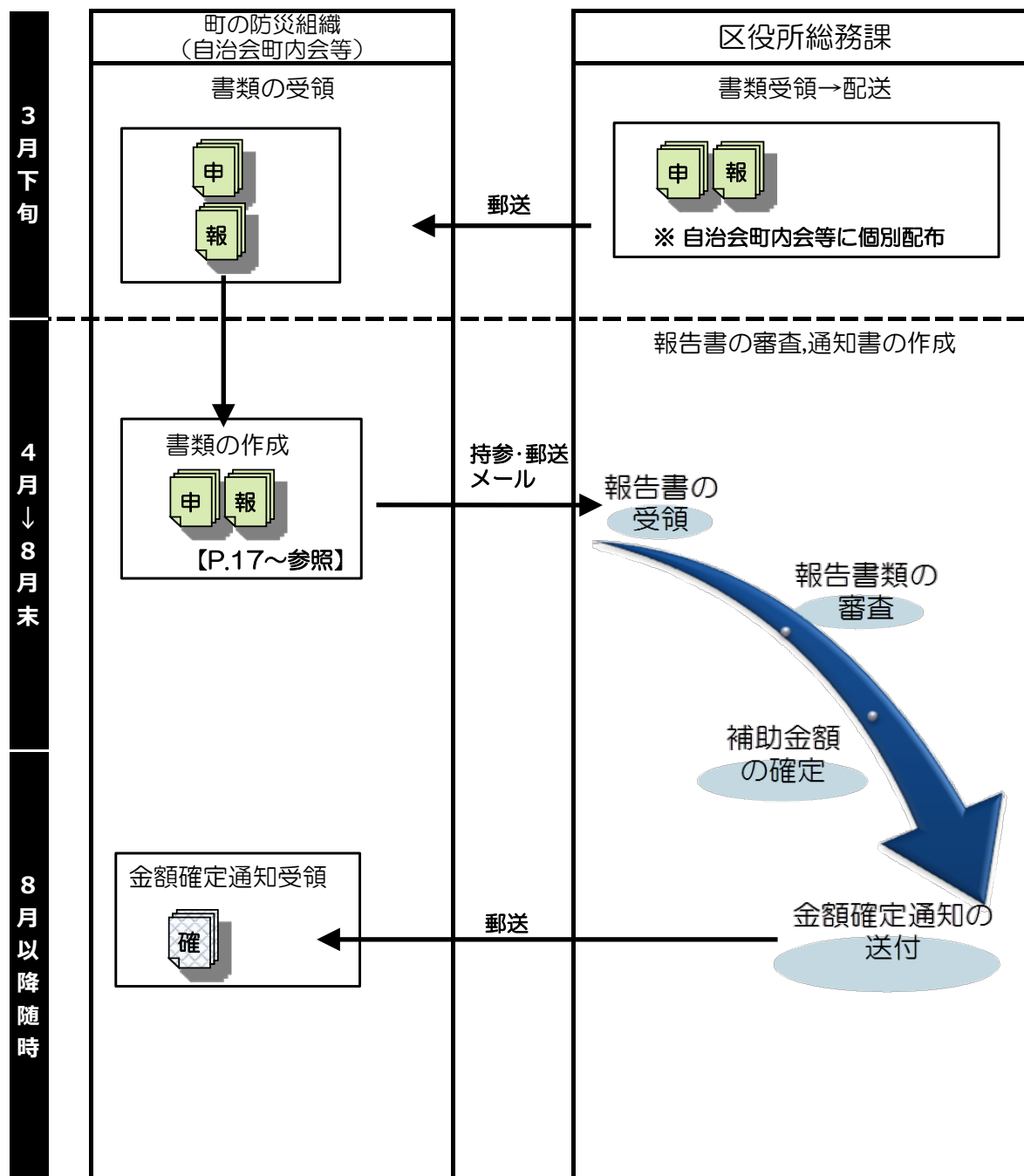


◇ 用語説明

・「申」・・・申請書

・「報」・・・報告書

・「確」・・・金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

(1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。

(2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和4(2022)年度の会計帳簿・領収書等は2028年度までの保存が必要です。

3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条)

(報告先)
区 長

2019年10月15日

団体名 **港町自治会**

所在地 〒 231-0017
中区港町1-1ハイム港町4号棟205号

花子
2011
TEL (671) 3456
E-MAIL XXXXXX-XXXXXX@XXXX.CO.JP

③事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

①団体名は正確に記入しましょう

②捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 (年10月1日～ 年3月31日まで)

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ☒ 空チェックをしないです。

事業項目	活動内容 (複数選択可)	支出金額																
防災訓練	☒ 自治会・町内会防災訓練 ☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練 ☒ 地域防災拠点訓練	60,000 (円)																
防災の啓発活動	☐ 講演会 ☐ 研修・講習会 ☐ 見学会 ☐ その他 ()																	
防災印刷物作成	☐ 防災マニュアル ☒ 防災マップ ☒ 防災啓発チラシ ☐ その他 ()	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水筒詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ストロートおかいゆ</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水筒詰	50箱			ストロートおかいゆ	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水筒詰	50箱																	
ストロートおかいゆ	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤10万円は超えていませんか?

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b)支出合計金額		
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

⑥補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか?

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区 名		整理番号
区 名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○△年3月31日 ○収入の部		
項 目	決算額	備 考
1 会 費	1,266,000	250 円 × 422 世帯 × 12 月分 (会費・会費負担 12 ヶ月分、会費負担 422 世帯、会費負担会費 4 世帯) B の A 項目と比較して低い方の金額を補助金額とする。*
2 地域活動推進費	298,200	A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会費 1 世帯会費) B 補助金 (会費会費) 1,266,000 円 250 円分 (10 町単位超過)
3 防災灯柱管理費補助金	26,400	防災灯 18 灯 × 1,000 円
4 町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
収入合計	2,141,364	

区 名		整理番号
区 名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○△年3月31日 ○支出の部		
項 目	決算額	備 考
1 会 議 費	80,000	町議会議員会費 50,000 円 町議会議員 1 人
2 事 務 費	65,000	町議会議員会費 40,000 円 町議会議員 1 人 町議会議員 1 人
3 人 件 費	60,000	町議会議員会費 60,000 円 町議会議員 1 人
4 会費 (会費) 増上料	0	町議会議員会費 0 円 町議会議員 1 人
5 会費 光熱水費	160,000	町議会議員会費 70,000 円 町議会議員 1 人 町議会議員 1 人
6 会費 修繕費	150,000	町議会議員会費 150,000 円 町議会議員 1 人
7 その他	79,000	町議会議員会費 50,000 円 町議会議員 1 人
事務費 小計 ①	585,000	
1 環境事業費	100,000	町議会議員会費 100,000 円 町議会議員 1 人
2 安全、安心環境づくり事業費	129,840	町議会議員会費 30,000 円 町議会議員 1 人 町議会議員 1 人
3 社会教育事業費	120,000	町議会議員会費 70,000 円 町議会議員 1 人
支出合計	2,141,364	

■収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯	12	灯 ×	2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 ×	1,000	世帯	

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

■支出の部

1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代	19,000 円	防犯灯の清掃・点検・修理	30,000 円		円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費	60,000 円	防災資機材購入	127,500 円	チラシ等作成費	2,500 円
3								

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。

⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書	
港町自治会	
事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載っていないとなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

☒ 自治会・町内会防災訓練	☐ 他の自治会・町内会との合同防災訓練
☒ 地域防災拠点訓練	
☐ その他 ()	
☐ 講演会	☐ 研修・講習会
☐ その他 ()	☐ 見学会



収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

①実績報告書

②決算書

③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？…1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



①全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

②同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円を超えるため、
領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 25,000.-	
税抜金額 → 23,810	消費税5% → 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水缶代として	
収 入 印 紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△○-55 御本館誌パレージ株式会社 代表取締役 御水 好子



領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 60,000.-	
税抜金額 → 57,142	消費税5% → 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として	
収 入 印 紙	〒221-0017 横浜市中区白根西町4-△○-3 有楽会社 横浜ばん 代表取締役 小栗 造郎



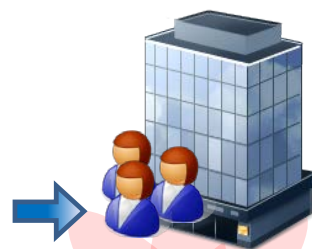
領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 37,500.-	
税抜金額 → 35,714	消費税5% → 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として	
収 入 印 紙	〒246-0022 横浜みなとみらい区三ツ境5-△○-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 重王 麗

それぞれは10万円を超えていないため、提出の必要はありません。

②一括購入



領 収 書	
港町自治会 様	
¥ 122,500.-	
税抜金額 → 116,666	消費税5% → 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として	
収 入 印 紙	〒221-0013 横浜市中区新子安1-△○-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗



1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。

ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。

代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどするのか。

A どちらの会長名でも構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

A まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。

次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は8月31日です。**

ご協力よろしくお願いいたします。

＜ 提 出 ・ お 問 合 せ 先 ＞

担当	郵便番号	所在地	電話番号	メールアドレス
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 3 0 3 - 1 9	(894) 8430 (直通)	sa-bosai@city.yokohama.jp

この補助金の制度全体に関すること： 総務局地域防災課 TEL：(671) 3456
--

町の防災組織活動費補助金交付要綱

制 定 平成 18 年 4 月 1 日 総危第 10398 号(局長決裁)

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日 総地第 1273 号(局長決裁)

(目 的)

- 第 1 条 この要綱は、町の防災組織が行う災害防止に係る自主的活動を支援するため、町の防災組織活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付する際の必要な事項を定める。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(町の防災組織)

- 第 2 条 町の防災組織とは、大地震等の災害の防止、軽減、予防のため、自治会・町内会、共同住宅の管理組合等を単位として自主的に設置運営される防災組織（当該防災組織が認めた場合は、訓練等に参画する当該防災組織に加入していない世帯を含む。）をいう。

(交付方法)

- 第 3 条 この要綱に基づく補助金は予算の範囲内で交付することとする。
- 2 補助金は、予算を総務局から各区へ配付し、区から町の防災組織へ交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、地方自治法施行令第163条第 2 号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第 1 項第 2 号に基づき、前金払いとすることができる。
- 4 補助金は、原則として、町の防災組織の取引銀行の預金口座に振り込むものとする。

(交付要件)

- 第 4 条 区長は、町の防災組織が当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に行う、防災訓練、防災資機材等の購入、その他運営のための会合等の防災活動に対して、補助金を交付する。

(交付金額の算定基準)

- 第 5 条 交付金額の算定基準は、町の防災組織に加入している世帯数（以下、「加入世帯数」という。）と、訓練等防災活動に参加する当該町の防災組織に加入していない世帯数を合わせた数とし、当該年度の 4 月 1 日を基準日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、算定基準世帯数は、区確認世帯数を上限とする。
- 3 前項の区確認世帯数は、町の防災組織の区域における当該年度の 4 月 1 日時点の広報よこはま配布部数（以下、「配布部数」という。）とする。ただし、4 月 1 日現在の加入世帯数が配布部数を上回る場合は、加入世帯数とする。

(交付金額)

- 第 6 条 交付金額は、前条の算定基準に基づく世帯数に、160円を乗じたものを上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする町の防災組織は、区長が定める期日までに、町の防災組織活動費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、第1号及び第2号については、地域活動推進費補助金交付要綱（平成18年3月30日市協地第10171号（副市長決裁）以下「推進費補助要綱」という。）第5条第1号及び第2号に規定する書類を既に提出しており、本事業の事業計画及び収支予算を確認できる場合、第3号については、初回の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約
- (4) その他区長が必要とする書類

(交付決定)

第8条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、町の防災組織活動費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。
- 3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、町の防災組織活動費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は補助金交付を決定した町の防災組織が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとし、町の防災組織活動費補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) この要綱又は交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。

(活動中止及び申請取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた町の防災組織は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

(請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた町の防災組織は、区長に対して、町の防災組織活動費補助金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 区長は、請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付を受けた町の防災組織は、活動を完了した後、区長が指定する期日までに町の防災組織活動費補助金実績報告書（第6号様式）に次の書類を添付して区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち、第1号及び第2号については、推進費補助要綱第10条第1号及び第2号を既に提出しており、本事業の収支決算及び事業実績が確認できる場合は、添付を省略させることができる。

- （1） 事業実績報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 補助対象経費に係る領収書その他支出を証明する書類又はその写し（1件の金額が100,000円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）
- （4） 補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し
- （5） その他区長が必要とする書類

（額の確定）

第13条 区長は、活動実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、町の防災組織活動費補助金額確定通知書（第7号様式）により活動実績報告書を提出した町の防災組織に通知するものとする。

（返還）

第14条 区長は、補助金の額が決定した場合において、交付した補助金に余剰金があると認められる場合は、町の防災組織活動費補助金返還請求書（第8号様式）をもって、補助金を交付した町の防災組織に対して余剰金の返還を求めるものとする。

2 余剰金の返還が確認できない場合は、当該町の防災組織に対して交付すべき補助金の交付を一時停止するものとする。

（書類の整備）

第15条 補助金の交付を受けた町の防災組織は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

（以下、附則省略）

区連会 3 月 定例会 資料 令和 4 年 3 月 22 日 栄 区 総 務 課
--

各地区連合町内会長 様

「SAKAE 早わかりノート」の発行について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、栄区の統計冊子である「SAKAE 早わかりノート」の 2022 年版を発行しました。

是非御覧いただき、御活用くださいますようお願い申し上げます。

1 発行部数

2,000 部

※地域振興課配送ルートにて各地区定例会へ配布します。

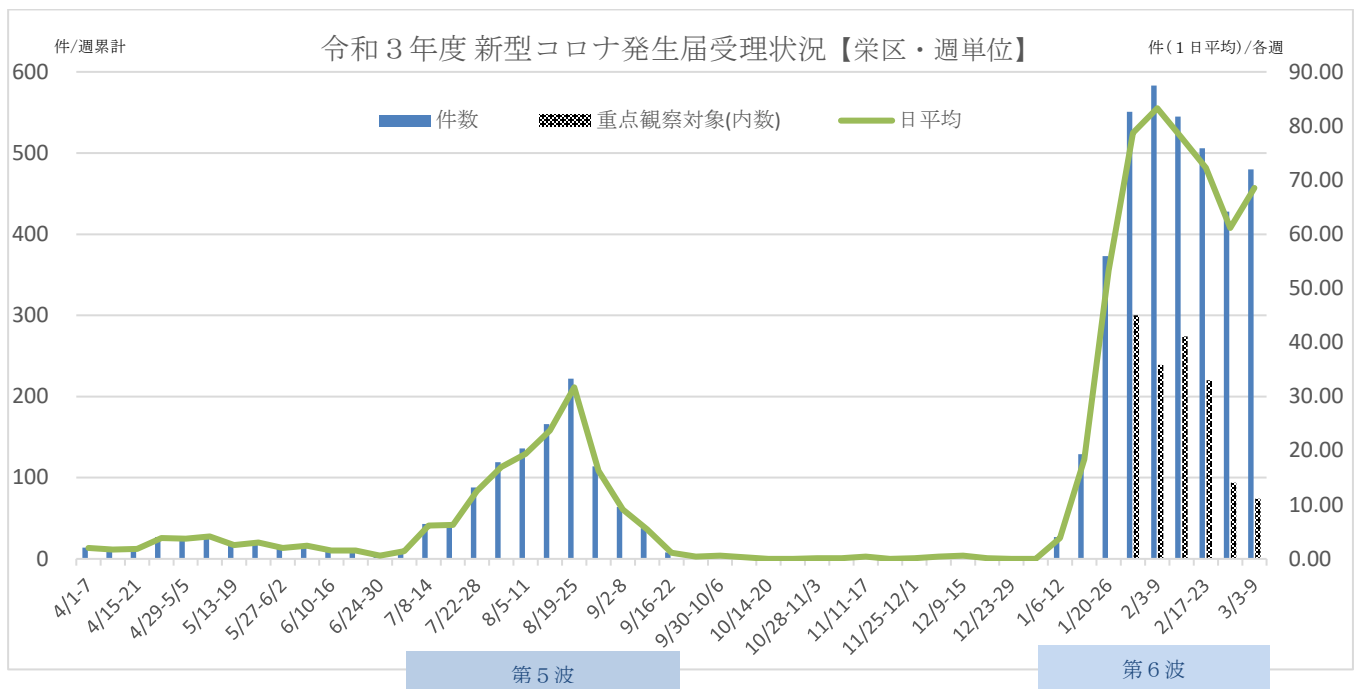
※栄区ホームページにも掲載します。

担当 栄区総務課統計選挙係 須藤・森田
TEL : 894-8315 FAX : 895-2260
Email : sa-toukei@city.yokohama.jp

令和 3 年度 新型コロナ陽性患者の発生状況等について

令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月上旬までの期間における、栄区民の方の発生届受理状況（1 週間単位）をまとめましたので、御報告します。また、いわゆる「第 5 波」「第 6 波」の状況も、併せて御報告します。

		第 5 波	第 6 波
1	100 件/週を超えるまでの期間	約 4 週間	2 週間足らず
2	ピーク到達までの期間・件数	約 7 週間・200 件超/週	約 5 週間・600 件弱/週 ※3/9 時点の状況
3	ピークから収束までの期間	約 4 週間で、ほぼゼロ	2 月上旬以降減少傾向に見えるが、不透明



※ 令和 4 年 3 月 9 日現在、保健所から患者さんへの連絡は、重点観察対象者（重症化リスクの高い方）を優先させていただいています。

【参考】直近 1 週間の人口 10 万人あたり新規感染者数（令和 4 年 3 月 10 日時点）

各区の人口を一律 10 万人とした場合、新規感染者がどのくらい発生しているか、を表した数字です。市ホームページで随時更新・掲載しています。

（単位：人）

鶴見区	427.9	港南区	304.9	港北区	465.8	栄区	294.9
神奈川区	462.8	保土ヶ谷区	384.3	緑区	449.9	泉区	330.2
西区	444.3	旭区	361.0	青葉区	388.0	瀬谷区	383.7
中区	429.9	磯子区	361.8	都筑区	531.8		
南区	434.3	金沢区	274.6	戸塚区	371.3		

新型コロナに関する情報は、日々更新されており、紙媒体での広報は追いつかない状況が多くなっています。最新情報は、横浜市や厚生労働省のホームページでご確認くださいよう、お願いいたします。



家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと

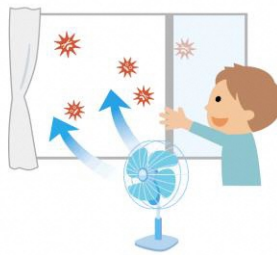


1. 部屋を分ける



個室にしましょう！
部屋を分けられない場合は、2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンの設置などをおすすめします。

2. 窓を開けて換気



定期的に換気しましょう。
共用スペースや他の部屋も窓を開けっ放しにするなど換気しましょう。

3. マスクを着用



マスクを隙間なくフィットさせ、正しく着用しましょう。
外す時は表面に触れないように紐部分を持ち、外した後は手洗いを。

4. こまめな手洗い 手で触れる部分を消毒



・こまめに石鹸で手洗いし、アルコール消毒しましょう。
・ドアの取っ手、ベッド柵、トイレ、洗面台など**共用部分を消毒**しましょう。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法につきましては、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について*1」を御参照ください。

5. 汚れたリネン・洋服を洗濯



汚れた衣服やリネンは、手袋とマスクを着用し、一般的な**家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。**

6. ゴミは密閉して捨てましょう



鼻をかんだティッシュ等は、すぐにビニール袋に入れ、**室外に出すときは密閉して捨ててください。**手洗いも忘れずに。

☑ お世話は出来る限り、限られた方で対応しましょう。

心臓、肺、肝臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けて下さい。

☑ 療養者は外出を避けて下さい。療養期間中は感染を広めてしまう可能性があります。

☑ ご家族、同居されている方も熱を測るなど健康観察をし、 外出は避け、体調不良時は、登校や出勤をお控えください。

ゼロ密を目指す、こまめな手洗い、正しいマスクの着用を徹底しましょう



各自治会・町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

災害時要援護者支援の取組状況等に関する アンケート調査結果について（報告）

令和 3 年 10 月区連会にて依頼した標記アンケートについて、ご多忙の中ご協力いただきありがとうございました。結果について報告致します。

災害時要援護者支援のみに留まらず、地域での発災時に備えた取組や訓練等を行っている自治会・町内回数

（問 1～問 3 のいずれにおいて、「把握している」「実施している」「新型コロナウイルス感染症拡大の前まで、把握・実施していた」と答えた自治会・町内会数）

84 自治会・町内会（96%）

※前回：令和元年度実施 81 自治会・町内会（92%）

集計結果の詳細は、添付資料をご確認ください。

～ご参考～ 栄区 災害時要援護者支援事業 検索

● 地域で取り組むことの必要性・支援体制の構築について(栄区 HP)

① 災害時要援護者支援ガイド（栄区版）～いざというときに地域で助け合うために！～

② 【動画配信：6 月 30 日まで】令和 3 年度災害時要援護者支援事業講演会

「地域で進める災害時要援護者支援のヒント」

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/saigaiji-youengosya.html

● 取り組み内容の検討について（健康福祉局 HP）

活動事例集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/>

● 個人情報の取扱いについて（市民局 HP）

自治会町内会における個人情報の取扱いについて

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/20170315123439.html>

福祉保健課事業企画担当 大野、佐藤

電話：894-6962 FAX：895-1759

メールアドレス：sa-youengo@city.yokohama.jp

災害時要援護者支援の取組状況等に関するアンケート 集計結果

「アンケート概要」

- ① 調査対象：栄区内88自治会・町内会
- ② 調査方法：地区連合町内会定例会で配付。郵送・メールにて回答。
- ③ 回収数：88自治会・町内会
- ④ 調査時期：令和3年10月20日付けで依頼。令和3年11月30日返送（発送）期限

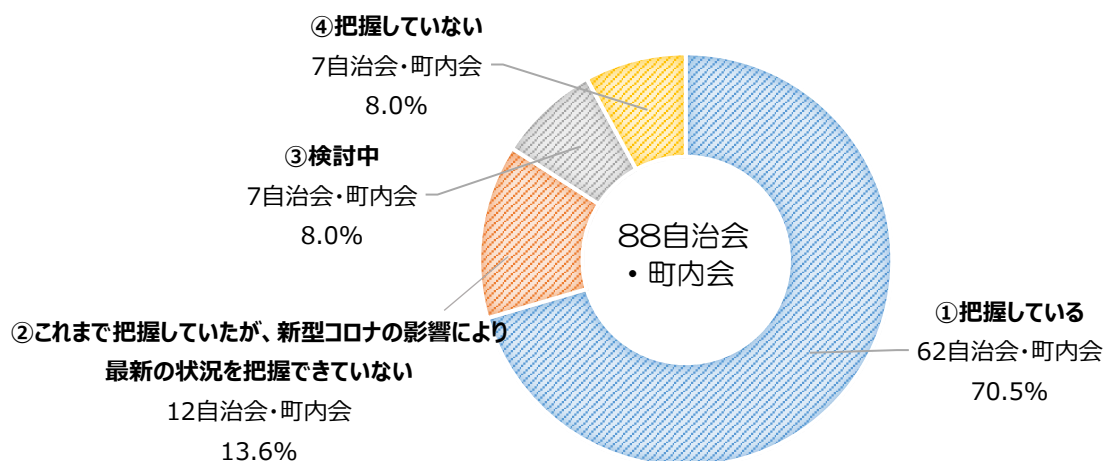
「アンケート結果」

問1 災害時要援護者の把握状況について、お伺いします。

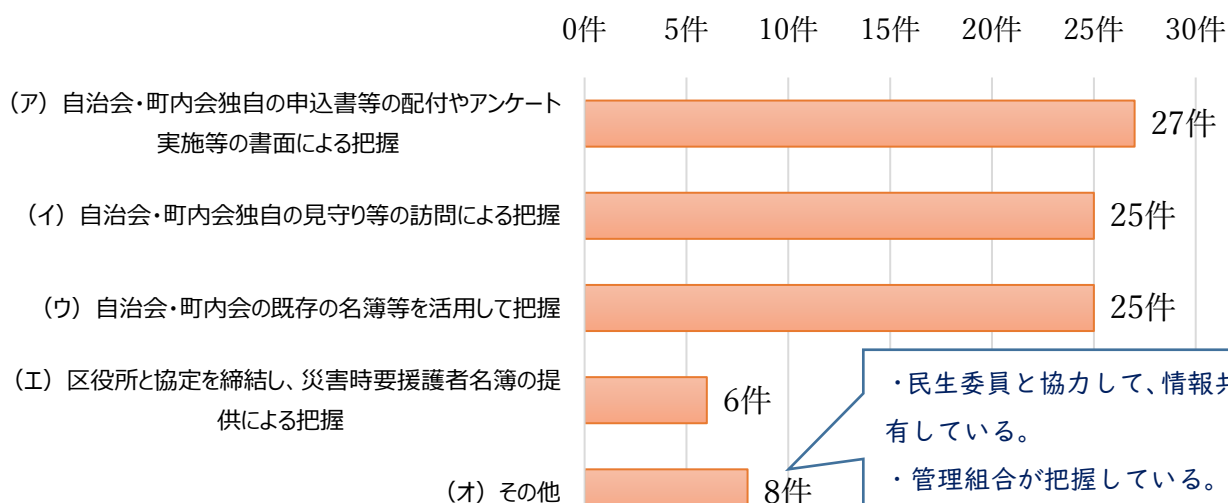
74自治会・町内会（84.1%）において、災害時要援護者の把握を行っています。

※「把握している」「これまで把握していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により最新の状況が把握できていない」どちらもご回答いただいた場合は、「把握している」に含めて集計しています。

＜表1-1 災害時要援護者の把握状況【一つ選択】＞



＜表1-2 「把握している」場合の把握方法【複数選択可】＞



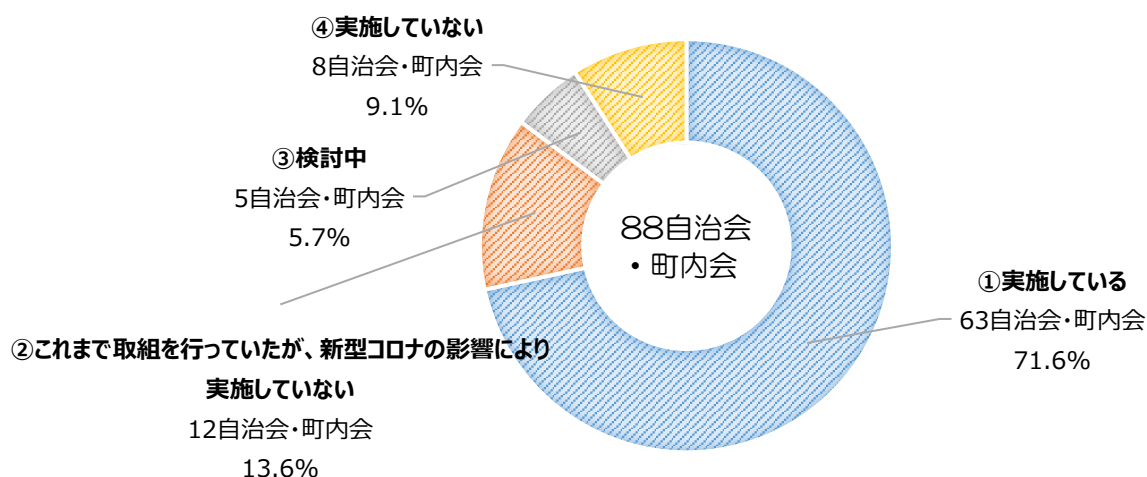
・民生委員と協力して、情報共有している。
・管理組合が把握している。
・安否確認訓練等の機会を活用して把握している。

問2 災害に備えた日頃からの取組の実施状況について、お伺いします。

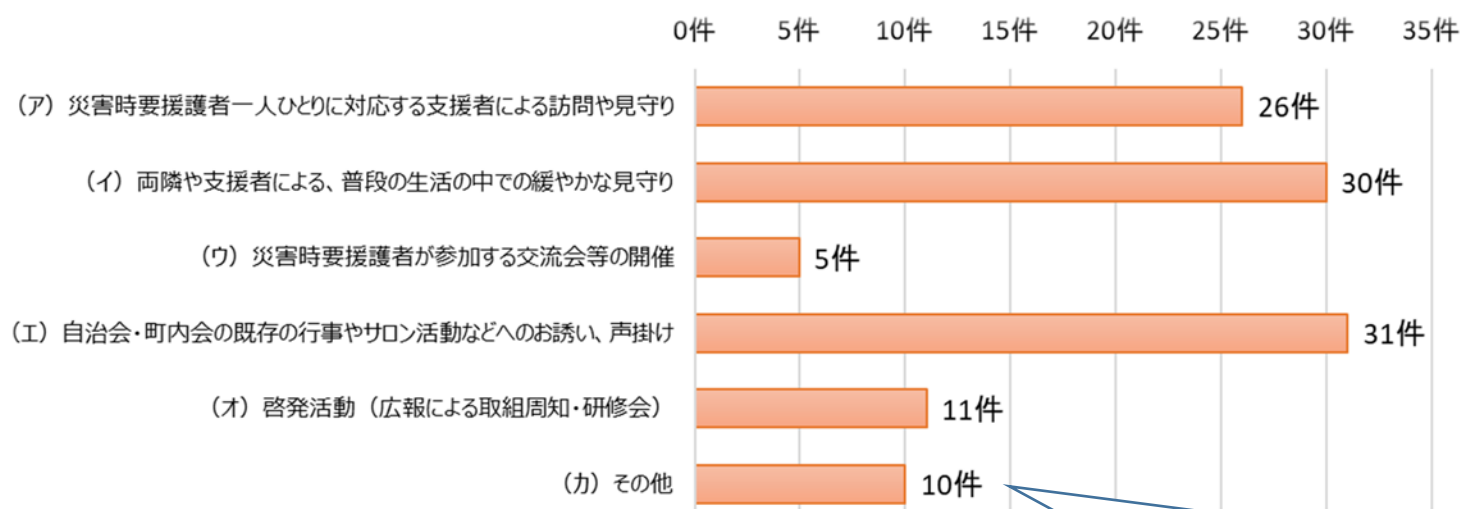
75 自治会・町内会（85.2%）において、日頃からの取組を実施しています。

※「実施している」「これまで取組を行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施していない」どちらもご回答いただいた場合は、「実施している」に含めて集計しています。

＜表2-1 災害に備えた日頃からの取組の実施状況【一つ選択】＞



＜表2-2 実施している場合の実施方法【複数選択可】＞



- ・安否確認訓練等の機会に関係づくりを行っている。
- ・町内会マップを作成している。
- ・「声かけボランティア」を立ち上げ、年1回声かけ訓練を実施。

～感染症対策をふまえた取組の例～

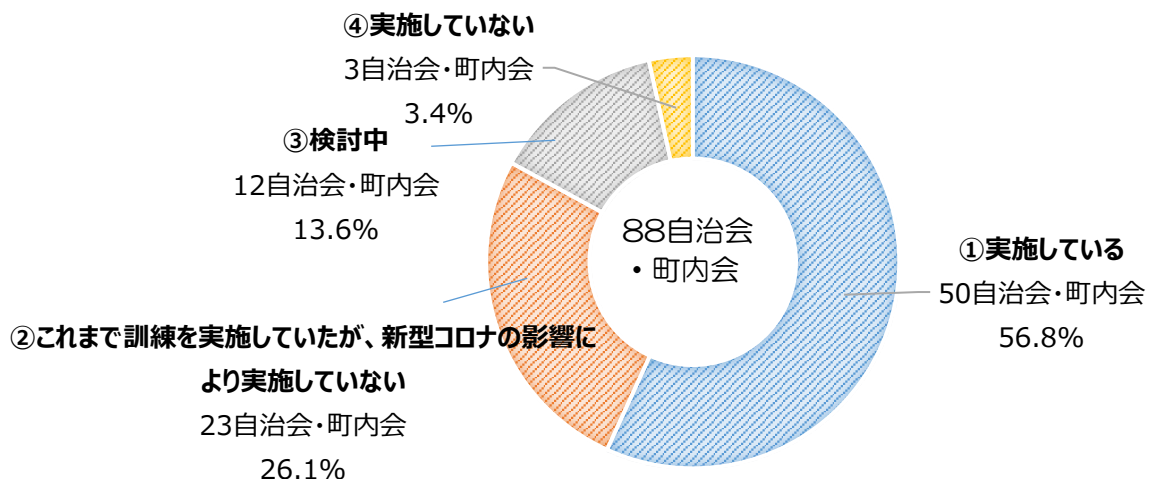
- ・要援護者と支援者の顔合わせを中止としたため、支援者の自己紹介とメッセージを書いた紙を、要援護者に配布した。

問3 災害時を想定した防災訓練等の実施状況について、お伺いします。

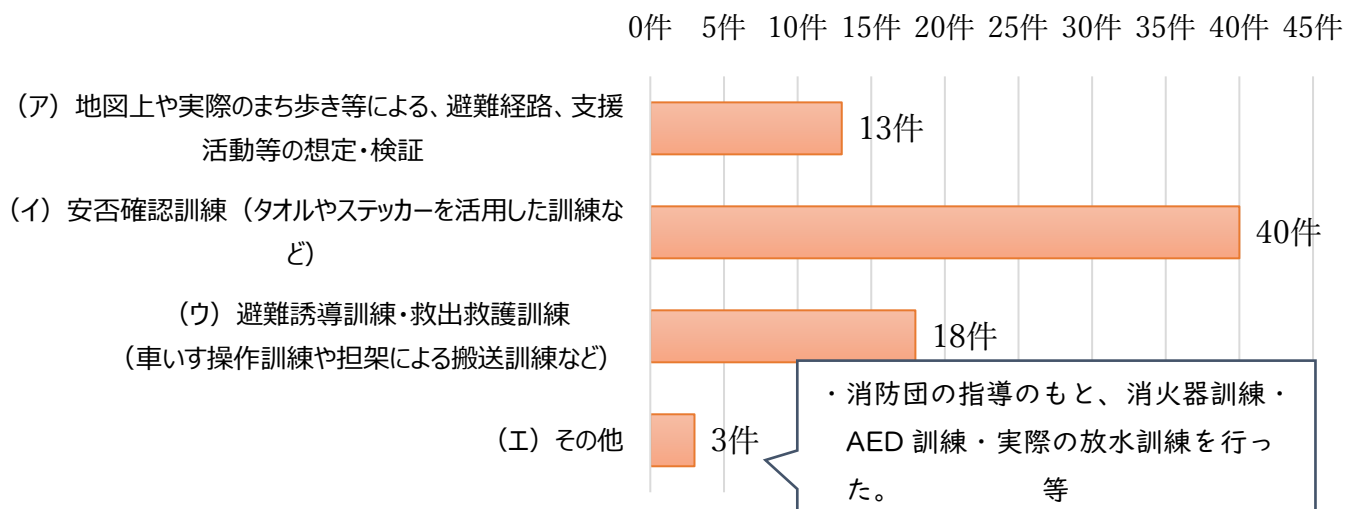
73 自治会・町内会（82.9%）において、災害時を想定した防災訓練等を実施しています。その内、半数以上が安否確認訓練を実施しています。

※「実施している」「これまで訓練を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施していない」どちらもご回答いただいた場合は、「実施している」に含めて集計しています。

<表3-1 災害時を想定した防災訓練等の実施状況【一つ選択】>



<表3-2 「実施している」場合の実施方法【複数選択可】>



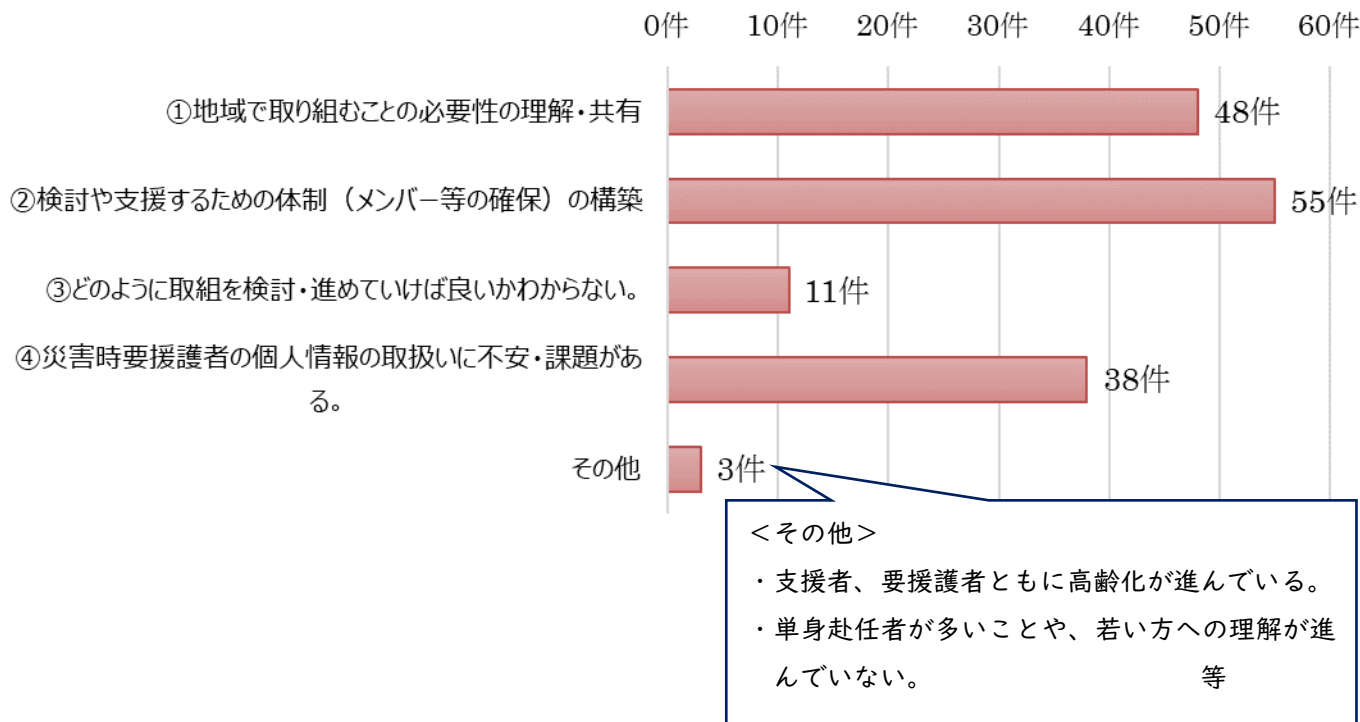
～各自治会・町内会において、様々な安否確認訓練に取り組んでいます～

- ・具体的な行動マニュアルや、感染症対策をふまえた安否確認訓練実施要領を作成・配布したうえで実施した。
- ・配布している防災笛（閉じ込め等の際に使用）が外まで聞こえるか、要援護者の方に吹いてもらった。吹く力が弱い方もおり、外まで聞こえないこともあったため、ブザーの配布を検討している。

問4 災害時要援護者支援に取り組むうえでの、課題について伺います。

- ① 「地域で取り組むことの必要性の理解・共有」 ② 「検討や支援体制の構築」について、半数以上の自治会・町内会において課題があると感じています。

＜表4＞ 取り組むうえでの課題【複数選択可】＞



問5 災害時要援護者支援に関して、お気づきの点があれば、ご記入ください。【自由意見】

《主な意見（要旨）》

○災害時要援護者の把握

- ・半数以上の町内会加入世帯が、マンション・アパートであり、どのような方が住んでいるか把握できていない。
- ・個人情報の関係で申し出が少なく把握が難しい。
- ・客観的に「支援が必要な方」と思われるのに、肝心の当事者(含家族)にその意識が無かったり、頑なに拒否されたりすることがある。

○体制構築・支援者の確保

- ・支援者の高齢化等にともない、活動をいかに継続していけるかが重要である。当面、向こう三軒両隣を基礎としたコミュニケーションの定着を図っていきたい。
- ・町内のすべての人が支援者の意識が持てるよう、日頃のお互いの声掛け、交流を大切にしたいと考えます。
- ・4年ごとに独自で行っている調査において、町内の親族、友人を登録してもらい、支援者の候補として考えている。ただし、要援護者と支援者を一対一で対応させることは支援者に心の負担が生じるので考えていない。災害時には、近隣の「班」を単位として見守る方向で考えている。

○支援のノウハウ

- ・自治会の防災マップに希望者の安否確認（要援護者）が記載されている。
- ・区からの名簿提供による同意方式と共に、毎年回覧で手上げ募集を行っています。班長からも連絡が入りますが、明らかに登録した方がよいのではと思われる不安な方が、まわりの世話になりたくない、迷惑をかけたくないという理由で、登録を拒みます。リストを作って見守るしかありません。
- ・毎年一定期間に名簿を更新する為、登録されている要援護者と面談し、登録の確認、近況状況を支援する班長が把握すると共に、福祉厚生部に登録者の個人票を提出し、管理した上で要援護者の名簿を更新し作成しています。個人情報の為、外部に漏れることの無いよう自治会長、福祉厚生部長、民生委員の三者が名簿を所持し把握する事は今後も継続。しかし、毎年班長が交代する為、確実なる引継ぎが必要であり、十分な把握が大事で有る事を強く申し入れていきたい。

○その他

- ・地域防災拠点まで坂を上っていくことになる。高齢者のうち多数の人が訓練で、拠点まで行くのは大変という声がある。
- ・実際に災害が発生した場合、要援護支援者の状況が多岐にわたり、町会としての対応に苦慮する。

区連会 3 月定例会資料
令和 4 年 3 月 22 日
高齢・障害支援課

地区連合町内会長の皆様
自治会・町内会長の皆様

敬老の集いにおけるメッセージカードの配付希望及び配付数について（依頼）

栄区では、多年に渡り社会に貢献してこられた高齢者の方々に敬意を表し、その長寿を祝うため、区長からのお祝いメッセージカードを作成し、各地区連合町内会、各自治会・町内会等で主催される敬老の集い等での配布を御希望の場合にお渡ししています。

つきましては、地区連合町内会、自治会・町内会ごとに、希望の有無、希望される場合の必要枚数を御回答くださいますようお願いいたします。

1 依頼内容

別紙「敬老の集いメッセージカード配付希望について」に、「希望の有無」及び「希望枚数」を御記入の上、別添した返信用封筒にて御返送ください。

なお、希望枚数については、事前に各地区社会福祉協議会等との御調整・御確認等をしていただけるとありがたく存じます。

2 回答期日

5 月 6 日（金）

3 今後の流れ

- （1）当課にて 5 月中旬に印刷発注し、7 月上旬頃に当課納品予定です。
- （2）7 月 20 日の区連合町内会定例会において、見本をお示しします。
- （3）7 月の各地区定例会の開催日及び開催場所に配送します。（自治会・町内会ごとに個包装します）
- （4）各地区連合、自治会・町内会での敬老の集い等にて御配付ください。

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係

担当：長戸、金井

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

敬老の集いメッセージカード配付希望について

FAX 893-3083 栄区高齢・障害支援課

自治会・町内会名：

御記入者様の氏名：

御記入者様の連絡先：TEL

—

配付希望の有無：有 ・ 無

希望される場合、

必要枚数：枚

※お渡しは、7月の各地区定例会の予定です。

<提出先>

栄区 高齢・障害支援課 高齢・障害係

担当：長戸・金井

〒247-0005 栄区桂町303-19

Tel：045-894-8539 Fax：045-893-3083

e-mail：sa-koushou-jimu@city.yokohama.jp

栄区友好交流都市情報紙の配布について（情報提供）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、栄区は長野県 ^{さかえむら} 栄村、青森県 ^{なんぶちょう} 南部町、山形県 ^{たかはたまち} 高島町の 3 自治体との交流事業に取り組んでいます。

このたび、昨年度より、栄区民が中心となって発行している情報紙「つながる 4 都市物語」の vol.3 を発行いたしました。今回の情報紙は、本郷台駅前での物産展の様子や、各都市の皆様から頂いた旬な情報や温かいメッセージなどを掲載しております。

つきましては、各地区連合町内会の皆様に回覧させていただきます。

配布物

栄区友好交流都市情報紙「つながる 4 都市物語 vol.3 2022 冬」

（参考）栄区友好交流都市の概要

（1）長野県栄村

栄区と栄村の交流は同じ「栄」の名を縁として、1992 年の小学生同士の相互訪問事業から始まり、20 年以上の交流を経て 2013 年に「友好交流協定」を締結しました。山々に囲まれた栄村は、積雪量日本一を記録した有数の豪雪地です。温泉や美しい高原、山々での登山が楽しめます。

（2）青森県南部町

栄区と南部町は、職員交流をきっかけとして住民交流を重ね、2015 年に「友好交流協定」を締結しました。“果樹の里”南部町は、山に囲まれ、町の中央を川が流れている自然豊かな町です。昼夜の寒暖差が大きく、フルーツが美味しく育つため、りんごをはじめ、桃、梨、ぶどうなど、様々な種類のフルーツが実ります。

（3）山形県高島町

栄区と高島町は、職員交流をきっかけとして住民交流を重ね、2017 年に「友好交流宣言」を発表しました。高島町は、稔り豊かな住みよいところを意味する「まほろばの里」といわれ、平坦地では稲作、山間地ではぶどう、りんご、ラ・フランス、さくらんぼが熟し、山や丘には貴重な古墳や洞窟岩陰群が点在しています。



担当 栄区地域振興課生涯学習支援係
細井、秋山、瀬川、奥寺
電話 045-894-8395
電子メール sa-yukou@city.yokohama.jp

つながる 4 都市物語

Vol.3

第 2 章 2022 冬

四都市さかえみらい会議

令和 4 年 2 月発行

本郷台駅前リビングに出店

良く晴れた師走の本郷台駅前、2021 年 12 月 10 日(金)栄区友好交流都市の物産を販売しました。例年 11 月に行われる栄区民まつりがコロナ禍で 2 年続けての中止となり、友好交流都市（長野県栄村、青森県南部町、山形県高島町）の物産を懐かしむ声がたくさん聞かれました。各都市にお願いして、懐かしい味を取り寄せ、販売には秋に行った友好交流都市講座の参加者も加わっていただきました。



栄区の交流 思い出の味

栄区の交流の歴史は・・・

長野県栄村 2013 年友好交流協定締結

青森県南部町 2015 年友好交流協定締結

山形県高島町 2017 年友好交流宣言発表

本郷台駅前リビングの目玉は・・・

南部町から りんご 南部せんべい

栄村から トマトカレー そば

高島町から 芋煮レトルト ミルクケーキ ほか



好評！ピンバッジ ガチャ

当日は栄区役所の職員も参加して、物産を購入したお客様に情報紙「つながる 4 都市物語 2021 秋」とイベント当日限定品のピンバッジをプレゼント。お子様にはピンバッジガチャや昔あそびを無料で楽しんでいただきました。ピンバッジは、各都市のかわいいキャラクター（①南部町「なべまる」、②高島町「たかっき・はたっき」）や特産品（③栄村「トマトジュース」、④「ねこつぐら」、⑤南部町「フルーツ」、⑥高島町「ワイン」）がデザインされています。ピンバッジをご覧になったら「それどこの？」と是非聞いてみてください。友好交流都市を知って、交流活動に参加するきっかけになれば嬉しいです。



《友好交流都市からの便り》



長野県栄村 ゲレンデからの一望

栄村の今冬は2月7日に最高積雪3.2mと近年では多めの積雪となり、時には一晩で降雪が1mという日もありました。雪に恵まれ、村営のさかえ倶楽部スキー場では良質なコンディションで滑走が可能となっています。長野県では1月に新型コロナ感染拡大による「まん延防止等重点措置」が適用されましたが、村一丸となった感染症対策により栄村では2月8日時点で感染者数ゼロとなっています。先行きが不透明な状況ですが、一日も早い往来をとまなう交流が再開できる日を願っています。(栄村役場 交流担当 総務課 山田健太さん)

青森県南部町 なべっこだんご

1月15日(土)、南部町小波田地区で活動される「ほっこり会」の皆さんと、南部地方の郷土料理“なべっこだんご”づくりと百人一首あそびの交流イベントを開催しました。参加生徒は「なべっこだんごづくりも百人一首も初めてだけれど楽しかった」とのことで、終始笑顔あふれる楽しいイベントとなりました。今後も地域の皆さんのお力をお借りしながら、体験学習をとおしてふるさと・南部町を学ぶコンテンツを提供していきたいと考えております。(南部町 学びどき 大村素子さん)



山形県高畠町 おいしいものを届けます

念願かなって、昨年12月によりやく栄区の地に足を運ぶことができました。これまで職場の先輩たちから聞いていた点の情報だったものが、みらい会議の皆さんや区役所の方々と会い、そしていたち川にいるカワセミや街並みに実際に触れ、やっと五感で栄区を体感できた時間でした。友好交流都市の物産イベントの初めの一步に関われたご縁を大切に、これからも高畠町の四季折々のおいしいものをお届けいたします。また栄区に会いにいきますね。(高畠町役場 商工観光課 鈴木祐介さん)



物産でつながる友好交流都市

なかなか行き来のできない状況ですが、引き続き、各都市の魅力である名産品を皆さんと味わっていききたいと思います。各都市の魅力を知ると、改めて栄区の魅力に気づきます。今後は、栄区の魅力も併せて発信・発見できるよう、駅前リビングなどへの出店を目指し準備します。乞う ご期待！

企画・制作：四都市さかえみらい会議

発行：横浜市栄区役所地域振興課 令和4年2月

編集後記

「つながる4都市物語」の第1章は令和2年度「あの人どうしているかしら・・・」で近況を伝えあいました。第2章は令和3年度、交流を楽しむ講座を通じて、区民の皆さんと各都市の皆さんをつなぎ、絆を深めてきました。さて、次の第3章はぜひあなたも一緒に！

令和3年3月定例会資料
令和3年3月22日
栄区地域振興課

自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

本郷台駅及び大船駅自転車等放置禁止区域啓発チラシの作成について（情報提供）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、大船駅周辺の再開発に伴い、4月より横浜市で指定している自転車等放置禁止区域が変更することとなりました。

この度、本郷台駅及び大船駅の自転車等放置禁止区域を示した啓発チラシを作成しましたので、情報提供いたします。

なお、本郷台駅の自転車等放置禁止区域につきましては変更ございません。

【自転車等放置禁止区域とは】

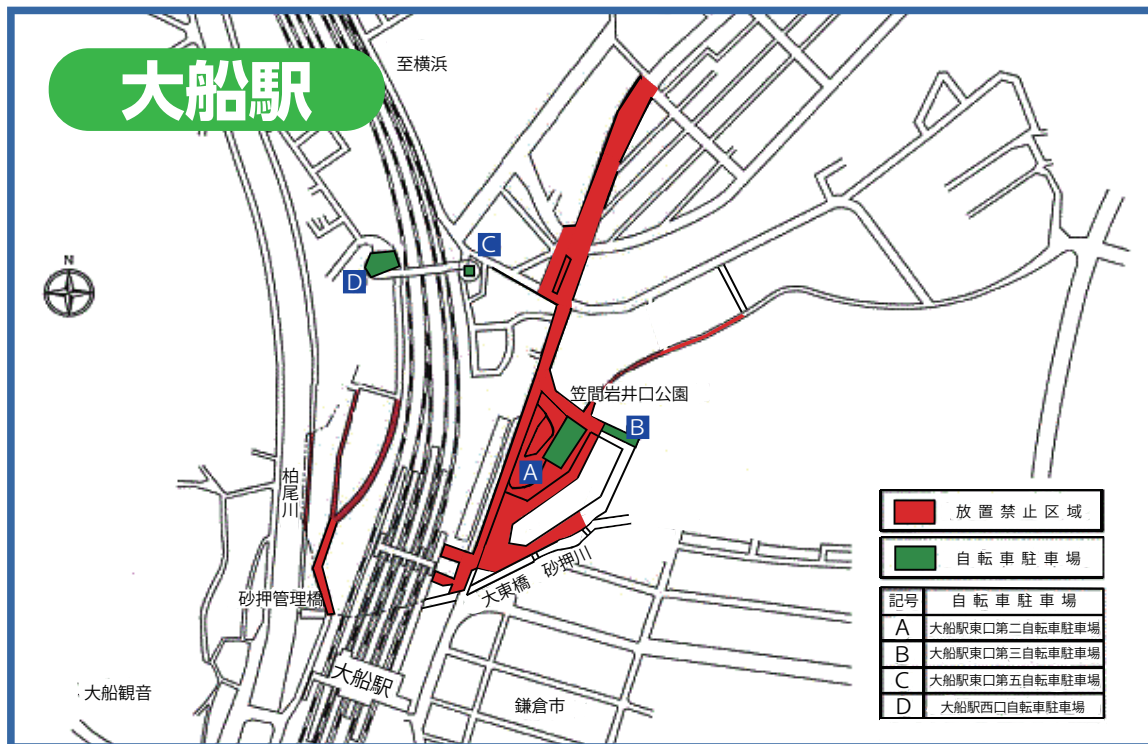
横浜市自転車等の放置防止に関する条例により、駅周辺のおおむね300mの範囲が自転車等放置禁止区域となっており、駅周辺に設置した看板でもご案内しています。

なお、自転車等がこの区域に放置されていた場合は、保管場所に移動されることがあります。

お問合せ先：栄区地域振興課（本館4階46番窓口）
石塚・鵜池
TEL894-8391 FAX894-3099
MAIL sa-chishin@city.yokohama.jp



本郷台駅及び大船駅 自転車等放置禁止区域



自転車等放置禁止区域とは・・・

- 横浜市の条例により駅周辺のおおむね300mの範囲が自転車等放置禁止区域になっています。
- 放置禁止区域は、駅周辺に設置した看板で案内しています。
- 自転車等がこの区域に放置されていた場合は、保管場所に移動します。
- 最寄りの自転車駐車場のご利用をお願いいたします。

令和4年度

「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和3年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,883件(前年比+485件)、負傷者数8,997人(前年比+529人)と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに増加しました。

交通事故死者数は、統計開始以来最少の36人(前年比-12人)であったものの、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が15人、二輪車乗車中が11人と次いでおり、歩行者、二輪車が関係する交通事故が高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが18人と半数を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和4年度は令和3年度交通安全実施計画で定めた、「令和3年から令和7年までの5年間で年間死者45人以下」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の高揚」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進します。

そのため、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- (1) 横断歩道における歩行者優先の徹底
- (2) 二輪車・自転車の交通事故防止
- (3) 高齢者と子どもの交通事故防止
- (4) 飲酒運転の根絶



4 活動推進

- (1) 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- (2) 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 踏切道における交通事故防止
- (5) 暴走族の追放



5 年間運動

- (1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名 称	実施期間	目的（詳細は実施要綱にて定めます。）
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	4月6日（水） ～15日（金） 4月10日（日）	すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。
夏の交通事故防止運動	7月11日（月） ～20日（水）	夏のレジャーなどに起因する過労運転や夏特有の解放感による二輪車を含む無謀運転などによる交通事故の防止を図ります。
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（水） ～30日（金） 9月30日（金）	日の出時刻が徐々に遅くなり、また日没時刻が徐々に早くなることから、早朝、夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策を中心とした交通事故防止の徹底を図ります。
年末の交通事故防止運動	12月11日（日） ～20日（火）	年末に向けて飲酒の機会や交通量が増加する傾向にあることから、飲酒運転根絶を中心とした交通事故防止を図ります。

(2) 強化月間

(※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名 称 (スローガン)	実施期間	目的 (詳細は実施要綱にて定めます。)
九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいる)	5月1日(日) ～31日(火)	自転車の通行ルールや正しい乗り方についての理解を市民に深めてもらい、自転車の関係する交通事故の減少を図ります。また、自転車の損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(水) ～30日(木)	二輪車の安全運転を啓発し、全ての年齢層における二輪車の交通事故防止、交通安全意識の向上を図るとともに、暴走族追放の気運の高揚を図ります。
放置自転車・バイククリーン キャンペーン (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(土) ～31日(月)	安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車・バイククリーンキャンペーンを展開し「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく放置自転車等の防止を啓発します。
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(木) ～31日(土)	飲酒運転の危険性・悪質性を訴え、飲酒運転を許さない社会づくりに努めます。

(3) 年間を通じて実施する取組

(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

① 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象に交通安全指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット人形(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和4年度
市内幼稚園・保育園
訪問回数: 285回(予定)



② 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように、呼びかけをする運動の推進
- 体験型の交通安全教室として、スケアードストレイトの開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

③ その他

- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- Twitter を活用した啓発活動
- YouTube で交通安全動画を公開

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和3年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、港北区
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：該当なし

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨しその運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開催時期等	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和4年 10月下旬（予定）	【表彰式】 多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するもの 【講 演】
総 会	令和5年 2月上旬（予定）	【協議事項】 ・令和4年度交通安全対策の実施結果（速報）について ・令和5年度交通安全対策の実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい道路交通法上のルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

リーフレットや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（リーフレット）



（啓発チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD、紙芝居）及び着ぐるみ、パペット人形の貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎ 045（671）2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材（DVD）



着ぐるみ
（ケンちゃん）

パペット
（ルール） （まもる）



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各地区連合町内会

交通安全協会、団体等

- 横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会
- 神奈川県二輪車普及安全協会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市婦人団体連合会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県指定自動車教習所協会
- 神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- 神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- 横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道株式会社
- 東京急行電鉄株式会社
- 京浜急行電鉄株式会社
- 相模鉄道株式会社
- 横浜高速鉄道株式会社

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路株式会社東京支社
- 東日本高速道路株式会社関東支社
- 首都高速道路株式会社神奈川局

その他関係団体

- 横浜市老人クラブ連合会
- 横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)

令和4年度 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

1. 令和4年4月6日（水）～4月15日（金）の10日間
2. 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（日）



ス ロ ー ガ ン

安全は 心と時間の ゆとりから
新入学児童・園児を交通事故から守ろう



重 点

1. 子どもを始めとする歩行者の安全確保
2. 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
3. 自転車の交通ルール順守の徹底と安全確保
4. 二輪車の交通事故防止

各種事故発生状況（令和3年中）

	全事故件数		死者数		子供関連		高齢者関連		自転車関連		二輪車関連		酒気帯び	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴 見 区	575	31	1	-3	44	4	183	31	186	28	177	10	3	-4
神 奈 川 区	476	78	3	-2	31	3	154	16	99	28	161	35	2	-1
西 区	237	13	0	-1	10	2	77	12	39	8	68	5	0	0
中 区	441	29	4	2	25	2	131	-31	102	12	120	-1	3	2
南 区	361	-17	0	-2	24	0	140	7	106	24	120	-19	1	1
港 南 区	433	0	1	-1	33	3	165	-4	85	12	129	5	2	2
保 土 ヶ 谷 区	454	46	3	-2	21	-9	178	65	69	12	158	-17	1	0
旭 区	519	-37	1	-2	33	-10	163	-24	89	-16	192	-10	1	-2
磯 子 区	367	25	3	0	29	8	132	31	90	25	143	16	4	4
金 沢 区	563	39	1	-2	53	14	191	-5	140	1	208	52	1	-1
港 北 区	518	-8	1	-4	43	15	143	-5	123	-27	160	-3	6	3
緑 区	391	68	2	-2	41	19	131	32	82	22	99	7	4	4
青 葉 区	613	106	3	0	38	-8	204	48	120	4	159	33	2	-2
都 筑 区	453	23	3	1	31	-10	136	12	103	4	122	18	0	0
戸 塚 区	640	98	6	5	34	4	187	32	107	15	238	38	0	-1
栄 区	202	-5	0	0	12	3	86	0	33	-9	83	16	0	0
泉 区	265	-15	2	2	21	4	91	-29	58	-9	90	-13	0	0
瀬 谷 区	375	11	2	-1	28	1	129	15	110	14	111	7	3	2
横 浜 市 内	7,883	485	36	-12	551	45	2,621	203	1,741	148	2,538	179	33	7



各機関・団体の主な取組



共通事項

1. 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命を守ることを第一に、地域の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、キャンペーンなどを開催し、市民等に対して周知徹底を図ります。

****交通事故死ゼロを目指す日****

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされました。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即し、関係機関・団体と連携を図りながら運動を推進します。
2. 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
3. 交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
4. 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発を図ります。

警察

1. 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
3. 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

1. スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための交通安全総点検を推進します。
2. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実させます。
3. 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

1. 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
2. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで安全運転の「ひとこえ」をかけあいましょう。
3. 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高めましょう。
4. 二輪車の無謀運転をしないことを地域で話し合いましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課
電話045(671)2323

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について

春暖の候 皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 3 年度に交付いたしました「地域活動推進費補助金」の実績報告書と、令和 4 年度内に交付いたします「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」の申請書等について、次のとおりご提出をお願いいたします。

1 提出書類

(1) 令和 3 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書 (第 6 号様式)	
(添付書類) 事業実績報告書、② 収支決算書 (いずれも総会資料の写しで代用可)	
(2) 令和 4 年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書 (第 1 号様式)	
(添付書類) 地域活動推進費関係 ① 事業計画書、② 収支予算書(※) (いずれも総会資料の写しで代用可) (※) 令和 4 年 4 月 1 日現在の加入世帯数が記載されているものをご用意ください。 ③ 団体規約	(添付書類) 地域防犯灯維持管理費関係 ④ 電気料金等領収書 (4 月分) の写し ⑤ 電気料金集約分内訳表 (4 月分) の 合計数の記載がある【最終頁】の写し (集合住宅については、別途「防犯灯位置図」や「覚書」等をご提出いただく場合があります。)
(3) 口座振替依頼書	
(4) 総会資料 (議事録含む)	

2 提出期限 令和 4 年 6 月 3 日 (金)

※ 定期総会延期等の事情により、間に合わない場合は、8 月 31 日 (水) まで受け付けます。

3 提出先 栄区地域振興課地域活動係 (本館 4 階 46 番窓口)

受付時間：平日 8 時 45 分～17 時

※ 書類確認の際に修正をお願いすることがございますので、会長印 (認印) をご持参くださいますようお願いいたします。(ご提出は、会計担当など会長以外の方でも結構です。)

4 同封書類

- (1) 令和 4 年度地域活動推進費事務の手引
- (2) 令和 4 年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引

5 その他

様式のデータは、栄区ホームページもしくは栄区連合町内会ホームページにてダウンロードしていただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/guide/kusei/chonaikaishien.html>

<http://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>

栄区 地域活動推進費

検索



担当：栄区地域振興課地域活動係
電話：894-8391 FAX：894-3099
メール：sa-chishin@city.yokohama.jp

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 4 年度も神奈川県と連携して実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和 4 年 6 月 30 日（木）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（可否判定結果が分かるもの、NTT 柱の場合は協議書）

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28 年度から 3 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、4 年度も 同じ場所での設置を希望される場合 は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和 4 年 3 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 ・設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 （区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所 等）
6 月 30 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
11 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 5 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

※なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシー保護の観点からお勧めいたしません。

④ 補助内容

令和4年度は神奈川県補助上限額が4万円減額されたことにより、昨年度の20万円から16万円に変更となります。

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

上限額 160,000円（神奈川県上限額：4万 横浜市上限額：12万）

※神奈川県補助上限額：8万→4万に減額 横浜市補助上限額：変更なし

⑤ 補助金交付決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞過去の補助実績

	申請		補助金交付	
	団体数	台数	団体数	台数
28年度	101	284	60	60
29年度	67	120	67	85
30年度	88	155	82	82
元年度	88	137	86	94
2年度	88	151	87	95
3年度	79	128	78	85

防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。

※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

※この事業は、令和4年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734

市連会3月定例会説明資料
令和4年3月11日
市民局地域支援部地域防犯支援課

令和4年度 LED防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

令和4年度も引き続き、LED防犯灯の整備を行ってまいりますので御協力をお願いします。

1 LED防犯灯新設の申請について

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和4年5月31日(火)までに**
各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

※ 申請場所は「横浜市防犯灯設置基準」に基づいて選定します。裏面の「横浜市防犯灯設置基準」（抜粋）を参考としてください。

3 令和4年度のLED防犯灯の整備予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・約300灯

鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・一時休止（昨年36灯）

※裏面コラム参照

＜横浜市防犯灯設置基準＞（抜粋）

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

皆様からの全ての要望にお応えすることができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願いいたします。

コラム

～令和 4 年度は鋼管ポール L E D 防犯灯の新設を一時休止します。～

近年、鋼管ポール L E D 防犯灯が老朽化により倒壊する事故が発生しています。事故を未然に防ぐため、市民局では令和 3 年度に市内約 16,000 灯のポールについて、錆や穴あきの状態、傾きやぐらつきの有無を確認する調査を実施しました。

安全性を確保する観点から、この調査の結果に基づき早期にポールの建替えを行うこととしました。このため、令和 4 年度は、鋼管ポール L E D 防犯灯の新設については一時休止とし、建替えを優先して対応をしていきます。

御迷惑をおかけしますが、御理解くださいますようお願い申し上げます。

この事業は、令和 4 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

2 LED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、自治会町内会の皆様に行っていただきます。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。**

栄区地域振興課 電話045-894-8391
市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。

※下記の図参照）

②電柱番号（電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください）

③住所及び目標物

④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。 
 	プレートタイプ  シールタイプ 

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

3 LED防犯灯の寄附制度について

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続を行った防犯灯は、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

来課される際は必ず事前に御連絡をお願いします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

FAX：664-0734

各自治会・町内会長 様

栄区地域振興課長

令和4年度「自治会・町内会現況届」のご提出について（依頼）

春暖の候 皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様方には、日頃から区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会・町内会と区役所との業務連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。

1 提出書類

令和4年度「自治会・町内会現況届」

- ・区役所からの連絡など、裏面記載の取扱いに従って使用します。
- ・ご記載いただいた個人情報は、適正に管理し、目的以外の利用はいたしません。

2 提出期限

令和4年4月8日（金）までに同封の返信用封筒にてご送付ください。

- ・区連会資料の配送や推進費の確認に用いるため、8日までに総会が終了しない場合でも事実上決定している場合には、速やかにご提出ください。
- ・決定していない場合でも、9日までにお電話等でご連絡いただければ、4月の回覧・掲示物等は新送付先に配送いたします。
（広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください）

3 その他

- （1）様式のデータは、栄区ホームページもしくは栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【栄区ホームページ】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/guide/kusei/chonaikaishien.html>

【栄区連合町内会ホームページ】

<http://www.sakae-kurenkai.net/every/index.html>

- （2）改選により会長が替わられる場合は、裏面の取扱いをお知らせするため、この依頼文を次期会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

お届けいただいた自治会・町内会長の個人情報の取扱いは、次のとおりです。

◎氏名については、自治会・町内会名とともに公表しています。

（地縁による認可をうけている自治会・町内会については、会長の住所も公表となります。）

◎連絡先（住所・電話番号・FAX 番号等）について

市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会・町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- ・区役所および資源循環局事務所、消防署、市立学校など区内の市の行政機関等
- ・各機関及び国・県の行政機関からの問合せ（栄区社会福祉協議会、栄警察署、栄防犯協会、栄区交通安全協会など）
- ・市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- ・入会希望者（不動産仲介事業者を含む）からの問合せ
- ・工事等の事前説明（東京電力、東京ガス、N T Tなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合、開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど必要と認められる場合
- ・国、県、市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

担当：栄区地域振興課地域活動係

石塚・小西・名越

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

E メール sa-chishin@city.yokohama.jp

令和4年度 自治会・町内会現況届

令和4年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり、令和4年 月 日現在の自治会・町内会の現況を届けます。
(役員任期：令和4年 月 日 ～ 年 月 日)

① 自治会町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名		
	住所 〒 —	TEL: FAX: 携帯:	
	Eメール:		
③ 回覧物・掲示物等 届け先 ※4月からの 送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無 →有の場合、下欄にご記入ください。	
	施設名または 担当者名	TEL:	
	〒 —		
④ 班数 (回覧用チラシ等必要数)	枚	⑤ 掲示板数 (掲示用ポスター等必要数)	枚
⑥ 自治会・町内会館 または 集会所等	名 称		
	所 在 地	TEL:	
	担 当 者 氏 名	TEL:	
⑦ 自治会・町内会 加入世帯数	世 帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)		
	☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります(町の防災組織活動費補助金の算出基礎数値とは異なりますので、ご注意ください)。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。		
⑧ 自治会・町内会費	※新規加入に際しお問合せがあった場合に、情報提供させていただきます。		

【自治会・町内会役員名簿】

役職 (副会長・会計等)	(ふりがな) 氏 名	住 所	電話番号

※自治会・町内会長の個人情報、必要と認められる場合は入会希望者等(不動産仲介事業者を含む)へ提供いたします。

裏面もご記入ください。

【広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより】

「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の、**3年5月号からの配布部数・届け先**についてご記入ください。**4月8日までに区役所に到着した分は5月号から、それ以降の到着分は6月号以降に変更いたします。**
担当：区政推進課広報相談係（TEL 045-894-8339）

※変更のある項目のみご回答ください。

I 配布部数	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。
II 広報紙 届け先	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 担当名(ふりがな)または施設(自治会館等)名 住所 〒 — TEL: FAX:
III 配布 担当者 (IIと異なる 場合のみ 記入)	★昨年度 と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 氏名(ふりがな) 住所 〒 — TEL: FAX:

【留意事項】

- (1) 自治会・町内会長の個人情報の取扱いにつきましては、「令和4年度「自治会・町内会現況届」のご提出について(依頼)」をご確認いただきますようお願いいたします。
- (2) 役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。
なお、役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。
- (3) 「広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより」の届け先及び配布担当者の連絡先につきましては、広報等を配布する以外の目的には使用いたしません。

※4月8日(金)までに、返信用封筒で栄区地域振興課までご送付ください。

区連会資料の配送や推進費の確認に用いるため、総会が4月8日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099 Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp